

平成25年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 平成25年2月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴 木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 山 口 孝 弘
12番 川 上 雄 次
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 小 高 良 則
22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

11番 湯 浅 祐 徳

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美
市民部参事（事）	国保年金課長	石 毛 勝

経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事（事）総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事（事）農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事（事）道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成25年2月21日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は21名です。議員定数の半分以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、本日の欠席の届け出が、湯浅祐徳議員よりありました。

次に、2月18日に受理した陳情1件につきまして、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

おはようございます。誠和会の山口孝弘でございます。質問に入る前に、朝7時の防災無線の音楽が変わったことはお気づきでしょうか。「喜びの歌」から「野バラ」に変わりました。市民の皆様から大変評判がいいと伺っております。これは、市、職員、若手の発案により、厳選し、知恵を出し、この曲が選ばれたそうです。ぜひ、皆様にも聞いていただけたらと思っております。

それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

質問事項1. ゆるキャラの活用。

要旨（1）ゆるキャラ（ピーちゃん・ナッチちゃん）を活かした街の活性化と地域の絆づくりについて質問いたします。

ゆるキャラにつきましては、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、定義を申し上げますと、「ゆるいマスコットキャラクター」の略で、イベント、各種キャンペーン、町おこし、名産品の紹介など、地域全般の情報PRに活用されております。

なお、一般的に「ゆるキャラ」の提唱者は、みうらじゅん氏と言われておりますが、彼が言うには、ゆるキャラとして認められるものは、次の三条件を満たしていなければなりません。

- 1、郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性があること。
- 2、立ち居振る舞いが不安定かつユニークであること。
- 3、愛すべき「ゆるさ」を持ち合わせていることの3つでございます。

数年前から、こうした条件を満たしたゆるキャラたちが多く誕生しておりまして、非常に人気もあることはご存じのとおりです。今や地方自治体のみならず、商店街単位でも生み出されております。また、それらが地域へもたらす恩恵も大きなものがあることも知られております。

最も有名なキャラクターの1つとして、彦根市の「ひこにゃん」がおりますが、平成23

年度の彦根市への経済効果は132億円、グッズ販売でも8億円とされています。

また、最近人気の熊本県のキャラクターである「くまもん」についても、今朝の報道発表で、今年度、関連グッズ販売で、昨年の11.5倍増の売上293億円を突破したと聞いております。

本市のゆるキャラである、「ピーちゃん・ナッちゃん」については、平成元年度において国の施策により実施された「ふるさと創生1億円事業」の一環として、当時、本市において実施した、やちまたをPRする事業の中で誕生し、全国的にもゆるキャラの元祖であると言えます。しかしながら、製作者側に著作権が帰属していたため、活用の制限がありましたが、製作者側との協議が整い、著作権の無償譲渡契約を締結いたしました。今後の活用、活躍が期待されるところで、地域をPRし、経済効果をもたらすことが挙げられますが、もう1点無視できない効果といたしまして、キャラクターへの愛着から郷土愛が深まるという点がございます。それらが車の両輪のように相互に影響し合って初めて意味があるものだと感じます。

そういった観点から、質問をいたします。

まず1点目、ゆるキャラが地域にもたらす効果について、どのような所見をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

2点目、行政におけるキャラクターの管理や運営、SNSを活用した情報戦略、サポート体制についてお伺いいたします。

3点目、ピーちゃん・ナッちゃんは、どの程度の頻度で出動しているのか。また、大きなイベント以外で、例えば幼稚園や保育園など地域への出動についてあわせてお伺いいたします。

4点目、ピーちゃん・ナッちゃんの商標登録に伴う使用規定、使用料の整備についての進展状況をお伺いいたします。

次に、質問事項2. 榎戸駅整備事業について質問いたします。

かねてより、JR榎戸駅を利用される多くの皆様からの要望事項であり、北村市長の公約でもありました、東口の開設、自由通路の整備、駅舎橋上化が着々と実現の方向へと向かっております。

平成26年の秋頃には工事着手できるよう、準備が進められておりますが、そこで、要旨(1) 昨年結んだ本市とJR協定内容と整備計画についてお伺いいたします。

次に、質問事項3. 子育て支援における地域医療について質問いたします。

お産は女性やその家族にとって、人生の中で最もかけがえのない、記念すべきでき事です。しかしながら、産科医療の現場は24時間体制を続けて行かなければならない、過酷な労働環境や医療ミスをめぐる訴訟につながりやすいこと、少子化の進行で需要拡大が見込めないことなどから、産科医の減少は全国で広がっており、それに伴い、産科の閉鎖が相次いでおります。

千葉県内の状況ですが、産科病院がなく、助産師も不在で、自分の住む町で出産できない

自治体は54市町村のうち17市町村。市だけを見ますと、37市のうち1月に市に昇格したばかりの大網白里市の1市が出産・分娩ができない状況となっております。

我が八街市は出産・分娩ができる病院は現在1カ所。民間の産科に頼っている状況にあります。しかしながら、近々、出産・分娩が市内の医療機関できなくなるという話も伺っており、八街市にとって重大な問題となり得ます。

そこで、要旨（1）八街市内における出産・分娩の問題についてどのように考えているのかお伺いいたします。

以上で登壇しての質問を終了いたします。明解なる答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問1、誠和会、山口孝弘議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. ゆるキャラの活用について答弁いたします。

（1）①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

最近、ゆるキャラが非常にブームとなっており、地域にもたらす効果などは、山口議員のご質問にあったようなことが、期待されるものであります。毎年開催されている「ゆるキャラグランプリ」の盛り上がりや投票結果についても、メディアなどで取り上げられ、ご存じのことと思います。

八街市でも、昨年「ゆるキャラグランプリ」にエントリーし、市内高校生への投票依頼や駅でのPR活動、市役所庁内での協力依頼などを行い、市内における「ピーちゃんナツちゃん」を通した絆づくりにも努めたところであります。その結果は、全国で171位、千葉県で7位であり、今年も、ぜひエントリーし、PRに努めてまいりたいと考えております。

地域のキャラクターは、各自治体においても、各種イベント等での活用など、自治体のPR活動やイメージアップを図る上で効果的に活用されていることから、最近では、これまでキャラクターがなかった自治体でも、新たにキャラクターを創作するような傾向があります。本市の「ピーちゃんナツちゃん」は、平成2年1月にデビューし、これまでの活動を通して市内外でも定着してきていると思いますし、市を代表するイメージキャラクターとして、市のPRやイメージアップに寄与し、市民の郷土意識の高揚にもつながっているものと考えております。

なお、キャラクターの管理や運営につきましては、現在、八街市イメージキャラクター「ピーちゃんナツちゃん」のデザイン等の使用について、営利目的でないことを基本とし、使用者からの申請を審査の上、使用許可をしているところであり、現在、営利を目的とした使用に対する使用料の徴収についても検討しているところでもあります。

次にSNS、いわゆるソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した情報戦略、サポート体制についてでございますが、SNSは人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービスと認識しております。「グリー」や「ミクシィ」「フェイスブック」などのサービスが挙げられ、「ミニブログサービス」の「ツイッター」もSNSの一種とも言えます。既にフェイスブックなどを活用している自治体もあることは承知して

おりますが、現在の市の体制では、継続的なＳＮＳの活用は難しいものと考えています。

現在、市ホームページ上では、「ピーちゃんナツちゃん」の活動記録を定期的に更新しているところですが、先般、開催された「八街っ子夢議会」において質問があり、「ピーちゃんナツちゃん」が各種イベントに参加した様子などの映像を市ホームページ上に動画で配信する方向であると回答しており、まずは、市ホームページ上での動画配信から始めたいと考えております。

なお、市民の皆さんの多くがＳＮＳを利用されていると思われそうですが、そのような中で、キャラクターを含めた八街市のＰＲに協力いただくことは、郷土やちまたの振興にもつながることと考えておりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

次に、③ですが、近年、ご当地独自を題材にしたオリジナル商品が全国的に注目を集め、地域活性化や賑わいを創出している自治体が増えている傾向にあります。本市でもイメージキャラクター「ピーちゃん・ナツちゃん」は、ゆるキャラブームの先駆けとも言える、平成２年１月にデビューし、市内外はもとより、県内外でさまざまな観光物産展等のイベントに参加するなど、年間を通じ、幅広い活動を行っております。

具体的に申しますと、昨年１０月には、埼玉県越谷市で「北関東・千葉秋の大観光展」、所沢市で「所沢市民フェスティバル」や１１月には羽生市で開催されました、ご存じの「ゆるキャラさみっと２０１２」に参加し、ピーちゃん・ナツちゃんの投票順位は、全国８６５エントリー中１７１位、千葉県内では２８エントリー中７位と健闘したものと考えております。さらに木更津市周辺で開催されました、「ちばアクアラインマラソン」では約１万人の走者を沿道から応援するなど、走者にとって、ひとときの憩いの場の演出ができたものと捉えております。

なお、今年に入り、１月に「ぐるっとちば北総号」運転に伴う電車内でのＰＲや２月は２回目となる「木更津アウトレット」イベントステージを利用したＰＲを行ってまいりました。

また、市外でのイベント以外でも、社会を明るくする運動、ふれあい夏まつり、産業まつり、ピーナツ駅伝大会や、みどり台区及び朝日区の夏まつり、各小学校及び老人ホーム「白松の郷」での運動会や印旛沼流域・体験フェアや富里特別支援学校への出動を含め、５７のイベント等に出動しております。

今後もさまざまな場所へ出動できるよう、市のイメージキャラクター「ピーちゃん・ナツちゃん」を積極的に活用し、街の活性化を図ってまいります。

次に、④ですが、「ピーちゃん・ナツちゃん」の商標登録につきましては、平成２３年に著作権の譲渡を受け、特許庁に登録申請をし、昨年、商標登録されたところでございます。

現在、市では、八街市イメージキャラクター「ピーちゃん・ナツちゃん」のデザイン等の使用に関する要綱等を４月１日から施行する予定で、策定作業を進めております。内容としては、千葉県の「チーバくん」などと同様に、使用申請から使用基準、承認、使用料等について規定する予定でございます。

また、使用料については、原則、徴収する方向であり、その料金体系としては、千葉県や他の自治体を参考に検討しているところであります。

なお、経済情勢やPRの推進にも配慮し、市民、市内事業者については、当分の間、無償としたいと考えております。

キャラクターの使用規程等を整備することで、今まで不明確であった「ピーちゃん・ナッちゃん」のデザイン等の使用基準について明確にするとともに、「ピーちゃん・ナッちゃん」をより一層広く活用していただくことで、市全体への経済波及効果についても期待しているところでございます。

次に、質問事項2．榎戸駅整備事業について答弁いたします。

(1) ですが、榎戸駅利用者の利便性を図ることを目的とし、東西を結ぶ自由通路の設置、あわせて駅舎の橋上化をすることとしております。この整備計画を実現するためには、JRの理解を得ることが必要であることから協議を行いまして、平成24年10月11日付で「総武本線榎戸駅東西自由通路等に関する基本協定書」を締結しました。この協定は、設計や工事の施工区分を示すとともに、費用の負担や用地の処理などの事業全体の基本事項を定め、相互の協力により円滑な事業実施を図ることを目的としております。

また、同日付で「総武本線榎戸駅東西自由通路整備及び橋上駅舎新設に関する基本設計協定書」をあわせて締結いたしました。この協定では、自由通路及び橋上駅舎の設置位置や施設規模内容などを検討し、定めることを目的とした基本的な設計業務を行うこととしており、現在検討を進めているところでございます。

なお、平成25年度には、詳細設計協定を締結し、平成26年度中の工事着手を予定しております。

次に、質問事項3．子育て支援における地域医療について答弁いたします。

八街市の平成23年の出生数は453人で、ここ数年減少傾向が続いております。妊娠した際に受診した医療機関は、主に市内・印旛管内及び隣接する千葉市・東金市に所在する施設で9割を超えています。分娩を取り扱う医療機関は、全国的に減少する傾向にありますので、千葉県の保健医療計画では、周産期医療体制の充実を図るとしており、分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療に対応できる医療施設として、地域周産期母子医療センターの認定を行い、かかりつけ医から要請があった場合に病院間で母体の搬送を行うシステムを整備しており、印旛管内では、成田赤十字病院、東邦大学医療センター並びに日本医科大学千葉北総病院の3つの病院が認定されております。少子化、核家族化、女性の社会進出など、子育ての環境は大きく変化しておりますので、市としましては、県の進める母子保健行政とあわせ、妊娠期間中の妊婦一般健康診査受診の助成や保健指導の充実に努め、安心して出産育児に臨んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。それでは、自席にて再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、ゆるキャラの活用についてでございます。ピーちゃん・ナツちゃん、これは本当に皆様方に愛されているキャラクターでございます。ピーちゃん・ナツちゃんに会えるだけで、子どもも大人も本当に笑顔になります。出動回数も57回を超え、精力的に活動されているという報告もありましたが、本当に多くの皆さんにしあわせを届けられるような、そんな存在になっていただきたいと思います。思っております。

そこで、昨年、ゆるキャラグランプリに出場いたしまして、171位、県内で7位という結果でございましたが、本年も出場するということで、本当によろしいということで考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今年もゆるキャラグランプリが開催されるというような情報がありますので、ぜひ、今年については、早目にエントリーをしたいというように考えております。

また、それにあたりましては、市民の皆様にも投票の協力をお願いをして、八街市、それからキャラクター、合わせて、その浸透を図っていききたいというように考えております。

○山口孝弘君

目標はぜひ高く持っていただきたいと思います。やはり日本一のゆるキャラに近づくことが、最大の八街のPRになると、私は思っております。お隣の成田市さんでは、市長自らが旗を振って、全庁挙げて、うなりくんが昨年度は16位、千葉県内で1位まで押し上げました。新年度、出場されるということでございますが、戦略的に行動していただいて、上位入選をぜひ果たしていただきたいと思います。その戦略的なところを教えてください。と思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

おっしゃるとおり、そのグランプリの結果は投票総数によるものですので、より多くの投票に協力をいただくということが、当然必要になるわけでございます。先ほど、市長答弁にもありましたように、昨年、市内の高校での協力依頼等を行っておりますので、その辺を含めてホームページでの紹介、そのほか、できるだけ機会を使って市全体で協力体制、これをお願いしていきたいなというように思っています。

ただ、投票については、インターネットを通じてということになりますので、環境によっては、なかなかその投票結果が大きく左右されるのではないかとこのように思っております。その辺も含めての手法の検討ということは、させていただきたいというように思います。

先ほどのご質問にもありましたように、上位入賞することによって、大きく市がPRできるということになりますので、当然、上位入賞することが望ましいことでもありますし、私どもとしても、参加をする以上は、それを目指していくというように考えております。ただ、結果は結果といたしまして、そのようなことで、皆さんが1つになって行動するということの盛り上がり、これも大事ではないかというように思いますし、また、そういった行動を通じて、市であるとか、キャラクターに対する愛着、これが、より高まるものではないかなというように期待するところでございます。

○山口孝弘君

ぜひ、上位入賞を目指して取り組んでいただきたいと思います。先ほどピーちゃん・ナッちゃんの動画配信を行うという市長答弁がございました。ですが、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスでございますが、いわゆるブログ、ツイッター、フェイスブック等を活用した情報戦略でございます。市職員が広げるという考えもございますが、市民の皆様方にも精通した方が多くございます。ピーちゃん・ナッちゃんファンの方もいらっしゃるという話も伺っております。そのような方に、ぜひ、積極的に発信していただくサポーター制度ということも有効な手段であると思います。それをするためには、最低、いつ、どこで、何時にピーちゃん・ナッちゃんに会えるのかということが、わからなければ、発信することができないわけでございます。その点は、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今のご質問のように、市民の方、一人ひとりが八街市の営業マン、PRマンになっていただくということで、お願いできればというふうに思っております。そのためには、今、ご質問にありましたように、そういった情報を事前に発信する必要があるんだろうということでは認識しているところでございます。

その情報の発信の仕方でございますけれども、現在の手段、ツールとしては、広報であるとか、ホームページでお知らせをするということになりますけれども、なかなか事前にということになりますと、タイミングが難しいのかなということになります。いずれにしても、その情報が発信されない限りは、市民の方々の協力を得ることも、なかなか難しいということがあります。現在、限られたツールの中ではございますけれども、できるだけタイムリーに情報を発信していくような方法、方策、この辺は検討させていただきたいというふうに考えます。

○山口孝弘君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、商標登録に伴う利用規定、使用要綱は4月1日に施行する予定で、策定作業を進めているとお聞きいたしました。使用料については、市民、市内業者については、当分の間、無償でとお聞きいたしました。私が先ほどの答弁を聞いた上で感じますのは、市だけが営業マンとして動くのではなく、活動するのではなく、ピーちゃん・ナッちゃんを活用する全ての方が営業マンとして、全国、県内に広げていただきたいという、そういう思いがあるのではないかなと思いますが、その点については、どのようなお考えなのでしょう。お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

要綱等、市民の方のキャラクターの活用の関係ということだと思いますけれども、市長答弁にもありましたように、要綱という形でピーちゃん・ナッちゃん、キャラクターに関する使用、使用に関する取り決め、これを整備をして、今年の4月から施行する予定で作業を進めているところでございます。具体的には、いろいろあります。使用料の件でありますとか、

使用の制限として承認をしないような場合、それから、承認の手续とか、そういったことについて定める予定でございます。けれども、基本的には、今、山口議員がおっしゃったように、私どもも市民にも気軽にピーちゃん・ナツちゃんを活用していただいて、市の営業マン、PRマンになっていただけるようなものにしたいというように考えてはおります。しかしながら、その一方で乱用されてしまうということの懸念もございますので、その辺との配慮、バランスを考慮した要綱にしたいというように考えております。

○山口孝弘君

部長がおっしゃったとおり、今あるピーちゃん・ナツちゃんのイメージが崩れてしまうというのは、自分もいけないことだと思っております。その点については、しっかりとした対応をとっていただきたいと思います。

また、成田市とかでも、うなりくんに関しては市内の方に対しては、無償で活用してくださいと。どうぞ活用してくださいということで、お願いしているそうです。八街も、こういう意味では、本当にこれからピーちゃん・ナツちゃんが全国に発信できるという意味で、よろこばしいことだと思います。

また、それに伴いまして、彦根市のひこにゃんがございますが、ふるさと納税とか、そういったところにも広がっているようです。ひこにゃんが活躍することによって、全国に広まることによって、ふるさと納税に対する寄附が増えており、その中でも彦根市はみんなのひこにゃん応援事業というのを、ふるさと納税の中でやっぴまして、それに対する寄附がかなり多いようでございます。その点もあわせて、ぜひ、考えていただきまして、日本一、千葉県一をぜひ目指していただいて、みんなに愛されるピーちゃん・ナツちゃんになっていただきたいと思います。

次に、子育て支援における地域医療について質問させていただきます。

これは、大変重要な問題ではございますが、私のところに入っている情報では、出産・分娩が市内の医療機関で近々できなくなるという情報が入っております。その点については、お聞きしているのでしょうか。お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

今現在、私の方の情報といたしましては、市内の1医療機関が産科を取りやめるというような情報は内々には入っておりますけれども、具体的にいつからとか、そういう情報までは私の方には届いておりません。

○山口孝弘君

私、この情報を伺ったときには、正直、いてもたってもいられないという気持ちになりました。今後、2、3年とかの話ではなく、もっと近々ということなので、これから、この八街市で、八街の地で生まれて、産声を上げることができなくなるかもしれないということに対して、本当にこれでいいのかなというところを感じた次第でございます。子育て支援や街づくりの観点からも、これから八街に住みたいと思っている方、八街市内で出産を控えている方、あとは里帰りして八街に帰ってきて出産を考えていた方など、これからの八街市を考え

た上で、出産・分娩ができないというのは、これは非常に大きな問題ではないかと思います。

そこで、この件について、市長、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

近々、そういうことであるようなことでありますと、市内に出産できる医療機関がなくなるということは、お母さん方にとりまして、大変心配なことでありまして、大変憂慮すべきことであると思っております。医療機関の諸事情もあると思っておりますけれども、近隣の市で出産を取り扱う医療機関もございますが、市内に産科がなくなるということは、大変、憂慮すべきことでありますし、市内に産科があるということが望ましいことだというふうに考えております。私といたしましても、今後、医師会などを通じまして情報収集に努め、市として可能な対応がとれるかどうか、見極めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

これは、本当に大変な、難しい問題でもございます。例えば市内に市立の病院があるとか、そういったところであれば、すぐさま柔軟な対応ができるのかもしれませんが、そういうのはございません。ぜひとも、この問題については、市としても、しっかりと考えていただきまして、そして多くの皆さんにも、ぜひ、この件につきましては考えていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

誠和会の林修三でございます。出番が少し速まって、時間が早いのですが、頑張ります。

今年の干支が巳年である平成25年の新しい年が始まり、3月議会を迎えております。ということは、言い方を変えますと平成24年度のまとめ期であり、新年度の予算編成の極めて重要な3月議会でございます。そのような折に登壇の機会をいただきましたことに感謝いたします。また、そういうことを受け止めて、思いを込めて、精いっぱい質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、昨年12月に衆議院議員の国政選挙が行われ、国民の審判は政権交代という結果を下しました。選挙後、数カ月なのに、今現在、経済が活力の方向で動き出し、少しではありますが、日本が元気になり出したような思いがします。リーダーが変わると、このような影響があるんだなと思いを今さらながら強く感じております。八街市、北村市政におかれましても、活力あふれる八街の街づくりのために、鋭意努力され、市行政のリーダーシップを発揮されていることに対しては、大変、敬意を表するところでございます。支える市職員とともに、平成25年度がますます発展していくために、ご努力をいただくことを期待するものでございます。

さて、地方自治を預かる私たちは、この国の動向を正しく見極めながら、八街市が元氣さ

を増し、市民が安全・安心に過ごしていけるよう、その環境づくりを平成24年度の終わり、平成25年度の始まりであるからこそ、より以上にしっかりと、まとめと計画をしていかなければなりません。そのような立場から地域に直結する市民のための市政について、幾つか質問させていただきますので、市執行部並びに議員各位には、よろしくご指導のほど、お願いいたします。

まず、質問の第1は、防災に強い街づくり。

(1) 消防力の促進についてでございます。

これは、昨日の質問と重なることがございますけれども、消防の現在の課題が大変多い中でございまして、あえてさらにここで、質問させていただきます。

①出初式の開催日及び会場の妥当性について。

②各消防団の歳末警戒パトロールのあり方について。

③平成25年度の八街市消防団の状況と過去5年間の推移について。

④分団長会議の会議回数や開催日について。

⑤これからの消防団のあり方についての市の考えについて伺うものでございます。

質問の第2は、活力あふれる街づくり。

(1) 八街産産グルメによるまちおこしの促進についてです。

八街の経済力やまちおこしのためにも、八街産産のものを何とか掘り起こし、そして啓発していかなければならないと考えます。そういった意味合いから、①平成25年度、B級グルメ大会への八街市の動向について。

②八街名産物の平成25年度の売り込み計画予定について。

(2) 八街特産物の啓発促進についての①八街名産物落花生の売り込み状況について伺うものでございます。

質問の第3は、安心・安全な街づくり。警察力の強化についてでございます。

住んでよかった街づくりには、やはり何といたっても警察の方々の力が必要となります。

そこで、①平成24年度における八街市の空き巣、ひったくり、振り込め詐欺等の発生状況について。

②現在の八街幹部交番の職員数と八街警察署実現に向けた、その後の取組状況について伺います。

次に、質問の第4は、明日の八街を担う子どもたちの人づくり。

(1) 子どもたちの教育力促進についてでございます。

今や学校週5日制は、完全に定着しました。そして、小学校では平成23年から2年間、中学校では平成24年度から1年、新学習指導要領による学校生活が始まっております。

そこで、①新学習指導要領導入1年ないし2年における成果と課題について、現状でお伺いいたします。

②学力テスト結果から見た児童・生徒への強化指導策について。

③地域や家庭と一体となった子どもたちの教育力促進について、具体的な計画について伺

うものでございます。

以上でございますが、どうぞ、心が温まるような、前向きなご答弁となることをお願いいたします。1回目の質問を終わります。

○市長（北村新司君）

個人質問2、誠和会、林修三議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 防災に強い街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、本市の消防出初式につきましては、平成25年1月10日に国会議員、近隣消防団の団長、地元市議会議員、区長さんをはじめ、たくさんのご来賓をお招きし、スポーツプラザにおいて消防団本部役員を含む消防団員約220名の参加により式典を開催いたしました。

近年、多くの近隣市町において土曜日・日曜日に消防出初式が開催されております。本市消防団は、伝統的に毎年1月10日に消防出初式を開催してきたところであります。本市消防出初式の開催日については、消防団本部で決定されることであり、本年度は1月10日に実施されましたが、次年度以降の開催日につきましては、近隣市町の開催状況、本市分団員の就業構造に伴う意向など総合的な観点に立ち、消防団本部会議において審議され、決定されるものと考えております。

また、開催会場につきましては、スポーツプラザ駐車場において実施されておりますが、各分団の消防自動車の配置及びパレードなど式典を行う上で、適当な会場がほかにないことから、今後もスポーツプラザ駐車場で開催されていくものと考えております。

次に(1) ②ですが、毎年、各分団が年末に歳末警戒パトロールを実施しているところであります。

また、各分団の歳末警戒パトロールに対して、市、消防団本部、消防委員及び八街消防署職員により各分団へ激励を行っているところであります。歳末警戒パトロールは、火災等を未然に防止することにより、安心・安全な市民生活を守ることを目的とし、毎年、年末に実施される重要なパトロールであることから、今後も引き続き実施されるものと考えております。

次に(1) ③ですが、本市、消防団の団員数につきましては、平成20年度は504人、平成21年度は498人、平成22年度は474人、平成23年度は475人、平成24年度は460人であり、過去5年間の推移は少しずつではありますが、減少傾向にあります。

なお、平成25年度の団員数の状況につきましては、各分団より2月末日までに新入団員及び退団者について報告があることとなっていることから、現時点では、団員数の把握はできない状況にあります。

次に(1) ④ですが、分団長会議の開催日は、毎年度4月、6月、8月、10月、12月、3月の6回、平日に開催されており、会議開始時間は午後4時からとなっております。

なお、4月の第1回目分団長会議は、曜日に関係なく1日に開催しております。これら分団長会議の開催日程につきましては、消防団本部会議において決定しているところであります。

す。

次に（１）⑤ですが、本市消防団は消火活動をはじめ、地域防災活動を通じて市民の安心・安全を守る上で防災上、重要なものと考えております。本市においては、自営業者数の減少及び勤務体系の多様化に伴う就業構造の変化等により、団員数は減少傾向にあり、これは本市だけでなく、全国的な傾向であります。

なお、現時点では、火災等災害時における対応については、十分な出動団員数をもって対応し得ているところでありますが、今後はさらに団員数が減少することが予想されることから、現在、各分団及び区で加入促進について働きかけをいただいているところであり、また、消防団本部とも引き続き協議を行いながら、団員の確保について努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．活力あふれる街づくりについて答弁いたします。

初めに（１）①ですが、Ｂ級グルメは、贅沢ではなく、安価で日常的に食される庶民的な食べ物であり、「ゆるキャラ」と同様に全国的な注目を集め、Ｂ－１グランプリが毎年開催されるなど、「ご当地グルメ」として、さまざまな創意工夫を凝らした商品が開発され、地域活性化につながっております。

本市といたしましても、八街産落花生やニンジンなどを加工した、さまざまな商品を開発するなど、八街産を全面的にＰＲする対策を講じております。

なお、本年９月２８日・２９日の両日に「２０１３Ｂ－１グランプリ関東大会」が勝浦市で開催されることが決定いたしましたので、私と担当職員で猿田勝浦市長を訪問し、「本市の特産品をＰＲできることができないか」と要望したところであります。勝浦市としても、主催する実行委員会等と千葉県の特産品のＰＲが行えるよう進めて行くとのことであり、この大会に出展可能となれば、県内はもとより、県外からの来場者を十数万人を見込んでいるとのことですので、八街産が全国に発信できるものと期待しております。

今後さまざまな機会を捉え、猿田勝浦市長をはじめ、関係団体等に積極的な要望を行ってまいりたいと考えております。

また、本市における新たな商品開発としての動向は、八街商工会議所青年部や飲食部会で八街産の物を使用した商品開発を行っており、昨年には飲食部会が開発した、八街産生姜を使用した「ジンジャーエールやちまた」または、八街産小麦ユメシホウを使ったパンを学校給食用として始めることや、同じく八街産小麦を使用した八街うどんの販売が開始されるなど、さまざまな動きがありますので、市といたしましては、これらの新たな商品につきまして、八街産グルメとなるようサポートしてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、本市の名産物につきましては、関係者のご努力の結果、多くの方々に認知されているものと思われませんが、これにおごることなく本年度以上のさらなるＰＲに努めてまいりたいと考えております。

この「八街産落花生」のブランドを堅持するため、八街市優良特産落花生推奨協議会、落花生業者会及び八街市推奨の店「ぼっち」とともに、各種イベント等においてＰＲ活動を行

っております。今年度は市内外及び県外を含め、22のイベントへ参加し、さまざまなPRを行ったところであります。

落花生以外でも、昨年11月に八街市観光農業協会が東京都南千住において「収穫祭」と称し、八街産新鮮野菜のPRも行っていました。

また、毎年スイカの出荷前に行われる規格等を確認するための「査定会」にはNHKをはじめするメディア関係への取材をお願いしているところでもあり、昨年5月に首相官邸を訪問し、地元のスイカをお届けし、PRほか、ニンジンにつきましては、昨年10月に森田千葉県知事を訪問し、八街産ニンジンを使用したニンジンジュースを全国的にPRしていただけるようお願いしてまいりました。

今後、決定しているイベントを申し上げますと、3月末には柏高島屋において、「千葉県物産フェア」や4月には東京都福生市で開催される「桜まつり」に出展PRも決定しております。現時点で本年度以外で新たに参加申し込みを行ったものでは、5月に東京都庁内にあるイベントスペースを7日間連続の物販と日本橋イベントスペースを2日間限定ではありますが、さまざまな自治体が観光・産業・物産のPRに活用できるとのことであり、双方の参加申し込みを行っております。

なお、昨年12月には、本市では初となる西日本である岐阜県でPR活動を行ったように、平成25年度においても関東圏外で「八街産落花生」のPRを行ってまいりたいと考えております。

今後も積極的なイベント情報の収集を行い、全国に向けて落花生を中心とした本市の特産品のPRを行ってまいりたいと考えております。

次に（2）①ですが、「八街産落花生」は平成19年に特許庁の地域団体商標登録制度に商標登録され、味や品質などの信用がより一層高まり、多くの方々に認知されているものと思われます。販路拡大の1つとして、八街市推奨の店「ぼっち」では、昨年9月からインターネットを活用した販路を拡大したほか、本年1月21日から3月29日までの期間限定ではありますが、八街市優良特産落花生推奨協議会の推奨店と郵便局が連携した、地域限定版チラシでのカタログ落花生販売を千葉県及び埼玉県の2県で開始したところであります。

開始当初から申し込みが殺到し、既に3千600件以上の注文が来ていると伺っております。八街産落花生の知名度アップにつながるものと大変期待しております。

平成25年度におきましても、引き続き、これらの事業が継続して行えるよう市といたしましてもサポートし、その他のさまざまな場所や機会を捉え、さらに「八街産落花生」を全国に周知できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 安心・安全なまちづくりについて答弁いたします。

（1）①ですが、平成24年における八街市内の犯罪発生状況につきましては、空き巣が47件、ひったくりが24件、振り込め詐欺が1件発生しており、いずれも増加傾向にあります。市内における犯罪発生状況全体を見ましても、平成15年をピークに年々減少傾向にありましたが、平成24年は1千104件発生しており、これは対前年比で65件、率にし

て6.3パーセントの増となっております。市としましては、青色回転灯付き防犯パトロール車によるパトロール活動をはじめ、2カ月ごとの防犯マップの各戸配布や、不審者、ひったくり情報のメール配信、防災無線による呼びかけ等を行っているところでございます。

特に、近年増加傾向にある、ひったくり対策につきましては、犯罪発生の抑止と市民に治安向上を体感していただくため、八街駅周辺に街頭防犯カメラを本年度中に5台設置し、4月からの運用開始に向け、現在、準備を進めているところでございます。

引き続き、犯罪減少に向け、警察をはじめ、さまざまな市民・関係団体との協力体制を強化し、防犯活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、現在、八街幹部交番をはじめ、市内5交番、警察官50名が24時間365日、安心・安全なまちづくりに努めていただいております。しかしながら、八街警察署の設置を望む市民の声が多いことも事実であります。

本市を所管する佐倉警察署管内の人口は、平成24年12月1日現在、26万5千355人であり、複数の市町村を管轄する警察署としては、県下1位の規模となっております。このような状況を受け、以前から市長会を通じ、千葉県へ八街幹部交番の警察署への昇格を要望してまいりました。

また、昨年8月には、山本義一県議会議員とともに、千葉県警察本部へ出向きまして、大山県警本部長へ直接、八街幹部交番を早期に八街警察署に昇格していただけるよう強く要望したところでございます。

○教育長（川島澄男君）

質問事項4. 明日の八街を担う子どもたちの人づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、市教育センターでまとめた各校の研究総括によりますと、小学校においては、新学習指導要領完全実施から約2年となり、系統的な指導内容への改訂により、「児童の興味関心の高まり」や「言語活動の充実に伴う思考力・表現力の向上」に成果が見られました。

課題としましては、「指導内容の増加に伴う復習時間の確保」が挙げられます。本年度完全実施となりました中学校でも、「言語活動の充実に伴うコミュニケーション能力の向上」という成果が挙げられています。また、「武道必修化による礼儀面での向上」も見られるようになりました。

一方、「授業時間の増加により減少した、課外活動の時間確保」や「新しい学習指導要領に沿った教材、教具の整備」が課題となっております。

新学習指導要領の完全実施に向けては、各中学校区で学習内容のつながりを意識した合同研修会を実施してまいりました。今後も本年度の課題を中心に、さらなる充実を目指して、取り組んでまいります。

次に、②ですが、昨年、平成23年度に行われた千葉県標準学力検査の結果において、小学校4教科合計の県平均304点に対し、市平均は5ポイント低い299点でした。

中学校は5教科合計の県平均337点に対し、43ポイント低い294点でした。この結

果を受け、児童・生徒一人ひとりの確かな学力を身に付けるため、各校において、さまざまな学力の向上を目指した取組が行われております。

小学校におきましては、ドリルタイムを設け、基礎基本となる知識・技能の向上のため、漢字の読み書きや計算問題を繰り返し練習しております。また、週に一度は小テストを実施し、成果を確認しております。

中学校におきましては、学力の二極化が1つの原因であると分析し、どの生徒にも「わかる喜び」「できた喜び」が実感できることを目指し、授業改善に取り組んでおります。

また、各校とも、教員の授業力向上を目標とした定期的な授業研究に取り組んでおります。特に新任者を含めた若年層においては、年間複数回の授業研究会の実施により、力量アップを図っております。

なお、昨年度までの八街中央中学校区に引き続き、今年度より八街中学校区で国立教育政策研究所から委託を受けている「魅力ある学校づくり調査研究事業」において、さまざまな「学び合い」の授業形態に取り組んだところ、授業内容の理解が図られ、自ら学ぼうとする意欲の高まりが見られるようになりました。

今後も、各小中学校における取り組みを共有しながら、児童・生徒の学力向上に努めてまいります。

次に、③ですが、子どもをよき社会人へと自立させていくためには、学校・家庭・地域が連携して取り組んでいくことが肝要です。これは、本市の幼小中高連携教育の3本柱の1つであり、以下のような対策を講じております。

八街教育の日月間の11月に、各小中学校において、家庭や地域社会の方々に学校を見て評価をしていただく学校公開の実施。地域の方をゲストティーチャーとして招いての授業の実施。各中学校区の学区代表者会議における各関係機関の連携による子どもたちの支援活動。その他、3世代スポーツ交流大会・地域ミニ集会・小中学生の敬老会参加・地域の福祉施設への訪問・花いっぱい運動などです。

また、今後は、今年度より新たに立ち上げた「八街っ子サポート連絡協議会」の機能を充実させ、学校・地域・家庭が一体となった教育の実践を図ってまいります。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時06分）

（再開 午前11時17分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入る前に報告します。

石井孝昭議員より、一般質問参考資料の配付依頼があり、許可したので配付しておきました。

以上で報告を終わります。

○林 修三君

それでは、自席からですが、幾つか2回目の質問をさせていただきます。

初めに、消防力の推進ということの中で、お答えの中に今年も1月10日に行われて、会場はスポーツプラザだったということですが、これが、ご存じのように水曜日の平日ということで、私の所属する第4分団でも、分団員を集めて、この出初に参加するについては大変な状況でございました。もっと突き詰めますと、仕事をしている何人かの若い人は参加できません。私のような60歳を超えた方々が集まりました。参加者は広報やちまたによりますと、288名ということでしたけれども、恐らく各分団とも、この動員には相当の苦勞があったのではと思われます。

そこで、八街市は、なぜ1月10日にこだわっておるのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

1月10日へのこだわりということでございますけれども、基本的には伝統的に今まで1月10日に開催してきたということでございます、市長答弁でもございましたように、この件につきましては、基本的に団本部の方で決定されるものだというように考えております。

○林 修三君

原点に戻りまして、そもそも出初式の目的というのは何なんですか。お伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

言葉の定義からいえば、消防関係者が新年に初めて出そろって、消防動作の型、これらを演ずる儀式だということになります。ご承知のとおり、本市の消防出初式でございますけれども、私が言うまでもなく、林議員さんご存じだと思いますけれども、服装や機械機具の点検などを通して、団員の規律の確保だとか、意識の向上を期する。それから、小隊訓練、ポンプ操法、あるいは分列行進などを行っておりますけれども、これらによって、日頃の訓練の成果を参列者に披露をするなどして、消防団としての結束、士気、あるいは技能力、これらを高めることなどを目的に行っているというように認識をしております。

○林 修三君

今おっしゃっていることは理解できます。でも、一方で、出初式というのは、やはり観衆がいて、そこに来ている、八街でいえば市民が、それを見に来て消防への理解を高めるということが、もう一つの目的にあると思うんですね。いずれにしても、お話がありましたように、主役は消防関係者と分団員であるというように理解できます。そうしますと、見に来ていただける市民のことも考えていったときに、平日開催というのは、ちょっとどうかと。私の調べたところによりますと、千葉県でも平日にやっているのは八街市だけと捉えられます。ですから、1月10日にこだわると、そういうことが起こってきます。ぜひ、この開催日については、土曜ないしは日曜日にしていただきたいということを望むんですけれども、そこら辺のところについて、再度お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、ご質問にありましたように、見に来ていただく方も当然でございますけれども、土曜日、日曜日に行われているような自治体が多いということにつきましては、ご指摘がありましたように、団員の仕事への影響、これをできるだけ軽くするような配慮、あるいは、そのことによって、逆に多くの団員の参加が望めるというようなことを考えてのことだというように思います。改めて、再度の同じ答弁になってしまいますけれども、開催日等を含めた出初式のあり方、これにつきましては、消防団の本部の方で決定をされるものでございますけれども、来年度以降の開催につきましては、団員の意向等も確認しておるようでございますので、その辺を踏まえて、再度、協議検討をされていくものだというように考えております。

○林 修三君

ぜひ、この辺は検討してもらいたいことの1つです。八街市の消防団の現状を考えると、先ほど市長答弁の中で、年々減少していると。これは全国的な傾向でもあるということではありますけれども、これがずっと続きますと、やがては消防団壊滅というようなところにまで行く課題が予想されます。やはりもっと、出初式というのは、私は先ほども言いましたように、市民も一緒に参加をして、そして消防に対する理解を深める場であってほしいなというように思うんですね。ということは、土日開催をして、親子でその出初式を見て、そうすると、その子が大きくなって消防に関わる仕事にも就きたいという夢が膨らむんですよ。今、平日開催したら、子どもなんか見に来ませんよ、来られませんもの。そういった意味合いからしても、土曜日、日曜日の開催が今の消防の課題を考えたときにも適切かと考えますので、ぜひ、この辺は今後考慮してほしい。千葉県で八街市だけということを重く捉えてください。

次に、消防団の歳末警戒パトロールについてでございますけれども、大方、市の方から本部から話があって、各分団とも12月28日から12月31日までの間で行っているのではないかなと思いますが、この実施期日について、担当課としてはどういう具合に考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

歳末における各分団による警戒でございますけれども、市民の安全・安心を守るといったことを目的として、各分団によって実施をしていただいておりますということで、非常に重要なものであると、非常にありがたいものであるというふうに認識しております。それに伴う当然団員の苦勞、これも察するところではございますけれども、歳末警戒ということもございまして、現状のとおりの方で行っていただきたいなというように思っているところでございます。

○林 修三君

歳末警戒パトロールの必要性は十分認識していますし、やらなければいけないと思っているんですけれども、消防団に関わっている分団員は、この歳末警戒パトロールが現状では、12月31日まで、大体4日間行っているんですけれども、そうすると、毎年、大晦日、紅白歌合戦を見ることなく、家族の1年の締めをそろって団らんすることもなく、夜明けの新

年を迎えているのが現状なんです。それが、私は消防団としての美学とは捉えられません。やはり若者が、そういうことを聞くと、「やはりやめよう」と加入するのを足踏みをする、そういったことの要因になっているんじゃないかなという気もいたします。これは、各分団の独自というか、各分団に任せているというような答えもありましたけれども、しかし、本部の方から、例えば２８日から３１日までと例が出てきます。そういう例が出てくると、それに倣ってやるしかないんですよ。ですから、例えばですけれども、１２月３０日に止めるなどというようなことについては、いかがなんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは、市としてなかなかお答えが難しいところでございますけれども、先ほどもご答弁いたしましたように、ご指摘のように団員の方々のご苦勞、これは察するところでございますけれども、歳末特別警戒ということでございますので、新年明けるまで、１２月３１日まで行っていただければ、非常にありがたいなというように考えております。

○林 修三君

その辺は難しい問題かもしれませんが、ぜひ、今後、本部あるいは分団長会議の中でも話題にさせていただいて、そして、１２月３０日で止めるとかということについても、まず、相談していただきたい。いや、やはり３１日までやると、分団長が全員で、そういうことを決めるのであれば、それに倣ってやるしかないと思いますが、話題にはしてほしいなというように思います。

それから、次に歳末警戒パトロール最終日に、各分団に本部から表敬激励訪問がございます。これは、大変意味あることで、ありがたいことかなというように思っておりますが、その向かい入れについて、もう少し簡素化できないものなのかどうかについてお伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

私も参加をさせていただいて、毎年１２月２８日から３１日まで４日間、各分団、歳末警戒を行っている場所に出向きまして、激励を行っているということでございまして、その激励の際には、非常におもてなしをいただくなりということで、ご負担をかけているというのは承知をしております。この激励の際には、激励をするということだけでなく、市長あるいは団本部、消防員を同行しますので、消防署の署長も同行しますので、各分団と市長であるとか、団本部であるとか、消防員、それから消防署長との意見交換も行っております。そういった意味でも、貴重な機会として、私どもも捉えているようなところでございます。

先ほど申し上げたように、各分団には負担をおかけしている面もございましてけれども、今言ったようなお話もあるようでございますので、今後のあり方につきましては、今まで続けられてきた経緯とか趣旨もございまして、その辺含めて、関係者と協議はしていきたいというふうに思います。

○林 修三君

大変聞きづらいことを申し上げて、答弁もやりづらいような感じがしますが、やは

り新しい消防ということを考えたときに、これはやはり少しメスを入れていくべきことだと思うんですよ。さっきから出初にしても、平日の1月10日に開催するお答えの中で、伝統ということがありましたよね。消防は確かに伝統は大事なことです。しかし、一方で時代が変わって若者がどんどんと入ってこない現状を見たときに、そこに何かあるわけでしょう。その辺は考えていかないと、解決していかないんじゃないかなと。さらに加えていえば、はっきりとは言いませんけれども、向かい入れ等の中で、その後、もし何か起こったら、あるいは火災が発生したのに、遅くなるとか、あるいは何か起こったときの市民感情やマスコミ等に対して、言い訳がきかなくなることが想定されます。そういった意味からしても、ぜひ、この辺は協議していただいて、いい方向性で見出してほしいなということをお願いしたいなと、検討をお願いいたします。

次に、分団長会議についてですけれども、年6回ということで答弁いただきました。午後の4時頃からとは聞いていますけれども、分団長さんも結構働き盛りで、4時というのはかなりきつい時間だと聞いています。この辺の改善というか、お考えについて伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

この辺につきましても、消防団本部の意向がございます。その辺の問題もございますけれども、団としては、団員の身分が非常勤特別職の職員であるということですので、現時点では、私ども常勤の職員の勤務時間の中の勤務就労時までの1時間の間の中で活動して開催をしているんだというようなお話は伺っております。

○林 修三君

先ほどの出初の平日開催と重なる部分なんですけれども、やはりこれからの消防団を考えていったときに、消防団員が出やすい、そういった環境づくりをするということが、これからの新しい消防のあり方とつながっていくと思いますので、ご検討いただきたいなというように思います。

それから、これからの消防団のあり方の1つとして、今、消防団に対して市から報酬という形なのかな。それから、区費によって補助をいただいて、各分団等を運営されているわけですね。この区費ということは、自分たちで納めている中から充てているということで、これは自助ということの中では当然のことなんですけれども、ただ、ここに今1つの矛盾というか課題が発生しているんですよ。どんなことかという、昨日の自治会、区加入率と関連するんですけれども、減少している現状の中で、そして火災が発生したときに、区に加入している、いないの問題が出てくるんですよ。しかし、火災ですから区に加入している、いない関係なく、消火活動をしなければなりません。当然のことです。ところが、後になって、そういった声が聞こえてくる。ここで、ある声として、この補助の割合関係を市の方がもっと大きく持っていくべきじゃないのかなという声があるんですよ。それは、区民等の公平化という意味合いからで、そういう声が出ているんだと思いますが、この点について、いかがお考えでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

各分団に対する支援ということでございますけれども、日頃の防災活動等に対する援助ということで、区の方から補助金、助成がされているということ、これは認識をしております。これは、各区の方が、それだけ消防団に対して安全・安心の面で信頼をして依存している割合が大きいということのあらわれであるというように思います。区に入っていない方についても、当然、今のお話にあったように、消防精神に基づいて、当然、地元の消防団が消火活動等に従事するということになっております。それとの費用負担の公平性ということでございますけれども、市の方は、現在、先ほど質問にありましたように、消防団員に対する報酬と、それから火災等に出動した場合の費用弁償の支給、これがございます。それから、これに加えて、消防機庫の建設であるとか、消防自動車の購入であるとか、消防に関する施設、機庫等の施設の維持管理に関する経費、これなどを支出しているような状況でございますので、現行では、これにかわってといたしますか、これに加えてといたしますか、補助金を支出するようなことは、現在のところは考えておりません。

○林 修三君

大変難しいことをお伺いしましたけれども、時間をかけてでも結構ですので、今、消防が抱えている課題だということを受け止めながら、検討していつてほしいなど。これからの消防団や消防力のことを考えると、本当に今いろいろお話、答えも聞いたり、私が言っていることの中で課題がたくさんございます。しかしながら、一方では、考え方が社会の変化によって新しい人も含めて変わってきています。ですから、新しい発想、新しい消防のあり方について、いろんな対応を今後も期待するものでございます。

私ども第4分団では、高齢化してきている消防団の中で、大変、5年ぐらいかかりましたけれども、普段から足を運んで、今年もだめ、来年もだめと断られながら、ねばっこく活動した結果、平成25年度は平均年齢32歳の4名の団員が入るんですよ。やはりこれは日頃、私の第4分団の方々が頑張っている成果なのかなというように思います。加えて、市の方から八街の富士見の方に機庫をこの3月に作っていただくということで、大変感謝申し上げます。消防力、ますます四区も強めていきたいと考えておりますけれども、先ほど申しましたように課題がたくさんございます。やっと入ってきた、この4名の人たちは逃がしたくありません。やめさせたくありません。ですから、そういった課題についても、ぜひ、前向きに検討いただきたいなというように思います。

次に、グルメ、街づくりのことの中で、最近話題多いB級グルメ関東大会が、うれしいことに、県内勝浦市で行われるということは、八街市にとっても大変なチャンスで、市長も売り込みしたいという決意が加わりました。この場をぜひ、八街の売り込める機会でもらいたいんですけれども、担当課のみならず、広く商工会や自営等との組織的な取り組みについては、どう考えておられますでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

このB-1グランプリ、これにつきましては、まず現在、八街市で新たな食の開発ということで、商工会議所青年部で、あるいは食品部で、新しい食ということで、ジンジャーエー

ルやちまたの開発、あるいは市でも八街産の小麦を使用した給食用のパンの開発、あるいは八街産の小麦を使用したうどん等の開発ということで、市といたしましても、商工会議所あるいは食材の関係でJAとの協議という中で、新たな食品開発というところに、現在、力を入れております。市といたしましては、この開発したものを夏まつり、あるいは産業まつり等で発表する。あるいは出品できるような、その場の提供という形で、今後も支援していきたいというように考えております。

○林 修三君

関東大会が勝浦で行われるときに、勝浦市さんの受け入れがありそうなので、そこへ八街が入っていった啓発するんでしょうけれども、先ほど山口議員さんがおっしゃった、ピーちゃん・ナッツちゃんをその際には、連れていかれますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

先般のお話の中で、今後、八街の特産品である品物をPR・販売ということの前向きなお答えをいただきましたので、市としても、もしそのような機会がありましたら、キャラクターを連れて八街の農産物のPRをしてまいりたいというように考えております。

○林 修三君

ぜひ、連れて行ってほしいなというように思います。

あと、このB級グルメへの参加は、大変、経済効果が大きいということは、先ほど、ひこにゃんとか、くまもんの中で伺われます。ぜひ、八街のピーちゃん・ナッツちゃんも、そういうところに連れて行ってほしいし、また、B級グルメで直接やはり参加していくということが、もっといいのかなと思うんですが、参加していくための何か要件とか、道筋というか、そういったものはあるのでしょうか。その辺について伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

まず、このB-1グランプリに参加する要件というように申し上げますと、まず、主催であります社団法人愛Bリーグという団体に加盟しなければなりません。この加盟したときに、準会員と正会員という2種類があるわけですが、加盟した当初は準会員にまずはなると。それで、この会員になる条件という形で、この食を通した町おこしというところで、地域を元気にしようという志を持って、一定の活動実績があるものと。それから、営利を目的とした個人あるいは団体は加入できないということで、ある程度、愛Bリーグの会員になるには、八街のやはり商品の開発をして、それを地域において団体がPR活動、あるいは地域に根差したものと、まずはしなければならない。それから、この愛Bリーグという団体に加入をしまして、それから地域の活動実績を見ていただいて、後に昇格審査を受けて、正会員になると。それで、この正会員になったものが参加する資格があるということで言われておりますので、やはり準会員になってから2年あるいは3年という数年の年月の実績を持ってから参加の可能性があるというふうにお伺いしております。

○林 修三君

八街でも、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、ジンジャーエールやちまたとか、

やちまたうどんとか、そして、またこういうB級グルメ大会に参加していける方向性が出てきたときには、もっと何かが市民の間から出てくるのかなと期待されますので、ぜひ、この関東大会、勝浦大会を契機に八街でもどうしたら、そういうことに参加できるのかなという取り組みを考えていってほしいなということを要望いたします。

それから、先ほどの市長答弁の中で、八街名産物の売り込みということで、今後は関東、県外へどんどん行きたいということで、大変期待するものでございます。ぜひ、そのときはやはりピーちゃん・ナッちゃんを精力的に連れていってPRしてほしいなというように思います。

それから、八街産落花生の販路拡大ということで、今回、郵便局との連携で期限限定の販売が大変好評だったとお答えいただきました。具体的にどの程度の経済効果があったのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の郵便局との限定販売ということでの取り組みにつきましては、市長の方からも答弁ありましたが、2月20日現在で、3千600個を超えたということで、これは1つ2千500円での詰め合わせの販売ということで、現在900万円を超えておると。これにつきましては、約2カ月の限定販売ということで、3月28日までだったと思います。ですから、もう1カ月あるわけですが、これについては、もう少し伸びるであろうと。今回の郵便局のこの販売については、千葉と埼玉県内という2県だけで、これだけの効果あるということで、今後、郵便局等とで、同じような形で他県の部分の限定販売等があれば、やはり積極的に参加していきたいというふうに考えております。

○林 修三君

これは、郵便局との連携ということで、新しい試みなのかな。こういうのに似たようなものはあったかもしれませんが、郵便局との連携による八街産落花生の販売ということで、その効果があったのかなと。実は、私も先般これを利用して、ふるさとに2つ贈りました。2件、贈りました。業者から手配されて、それでもらった、ふるさとからお礼の電話がすぐ来ました。おかしいなと思ったんですよ。前にも落花生は、私は毎年1回ぐらい贈っているんですよ。それが、ナシのつぶてで、今回だけはお礼の電話が来ました。あれっと思ったら、これはやはり郵便局から届いたという効果なんですよ。この辺がやはり違うんですね。ただ落花生が届けばいいというものではないんだなと認識いたしましたけれども、ぜひ、今後も郵便局との連携の中で継続されて、その経済効果が大きいということですので、八街を啓発してほしいなというように思います。

次に、警察力の問題なんですけれども、先ほど事件が、しばらくは減っていたのに、また、ここでプラスしたと。これは、いろんな要因があるんでしょうけれども、どうも佐倉とか、あっちの方から八街の方に流れてきていると。言い方を変えると八街の方には、ちょっと隙があるんじゃないかなと思われているのかなと。これは、そうすると一方で警察力というのが関連してくるわけなんですよ。ですから、ぜひ、先ほどのお答えの中では少ない警察

の方々に努力していただいているわけですが、やはり八街7万5千人の人口の中では、警察署がやはり必要かなと思います。いろんな問題はあるんでしょうけれども、また、いろいろ県議との中で努力されているということなんでしょうけれども、今後も強くアプローチしてほしいんですけれども、その辺のことで、警察署設置についてのことについて、副市長いかがか、お伺いいたします。

○副市長（小澤誠一君）

八街市幹部交番の警察署への昇格、これにつきましては、私も八街市の重要課題の1つだというふうに認識しております。本年度におきましても、市として先ほど市長答弁いたしましたけれども、定例的な県への要望、それ以外にも新たに赴任された県警本部長に直接要望すると、八街幹部交番の昇格について重ねて要望してきたところであります。

また、昨年10月には知事と市長村長との意見交換という場もありましたけれども、その場におきましても、この幹部交番の警察署への昇格ということを強く要望してきたところでございます。ただ、県側といたしましては、やはり予算的な制約、そういったものがありまして、すぐにの実現は難しいということでございます。しかしながら、本市といたしましては、今、議員がおっしゃられたように、幹部交番の昇格、これにつきましては必要という認識がありますので、今後も粘り強く要望していくとともに、幹部交番をはじめ、警察署、そういったところと連携を深めて、八街市の安全・安心に尽力してまいりたいというふうに考えております。

○林 修三君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

時間がなくなってきましたので、教育力について、少しお伺いいたします。

教育力の中で、学力テストの結果では、小学校は少ないマイナス5ポイント、中学校ではちょっと多いような気がいたします。これは、いろんな要因がそこにあるかと思われます。いろんな要因の中で、先生方が少し忙しくなっていないのかなと思います。学校現場は少し忙しくなっているんじゃないのかなと。週5日制の中で授業数が増える中で、そういった中で忙しくなっているんじゃないのかなと思うんですが、この辺の実態について、どう捉えておられますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

お答えいたします。新指導要綱の実施に伴いまして、先生方の多忙さは大変時間がないという状況は把握しております。そういう点を踏まえまして、教員の多忙化の解消に向けてということでございますけれども、県教育委員会からの通知、勤務時間の適正管理と休暇の取得の促進についてという、この通知を受けまして、毎月、校長会におきまして、通知内容の適切な対応をするようにということを指示、伝達をしておるところでございます。

また、業務改善リーフレット、これを活用いたしまして、子どもたちと向き合う時間を極力確保すると。そのための業務の効率化、また、一人ひとりではなく組織で対応するということも指導しておるところでございます。各校では、ノー残業デーと定期的な勤務を設定い

たしまして、勤務時間の適正化に向けて努力しているというところでございます。

○林 修三君

教育現場は本当に大変なんですよね。国からの指針が出てくる。県からも出てくる。それを受けて市からも各現場におろさなければいけない。国というのは、机上プランですから、学校現場の実態があまりよく知られておりません。そういった中で、先生方一人ひとりがいかに忙しいのかということも把握しておりません。そうすると、それが一番把握できるのは、市の教育委員会。市の教育委員会が、そういう現状を見たときに、今言ったようにノー残業デーとありますけれども、少しでも先生方の忙しさを何とかしたいという方向性をこれからも持っていてほしいなと。議会の始まった一番最初の日に八街南学校の警備発報事件について報告がありました。それを聞いたときに、その先生が１１時近くまでいて、それでお帰りになった後、それが起こったということなんですけれども、１１時近くまでいらっしゃるということは、それだけ大変なんですよね。それと同時に１１時までになったら、学校に泊っちゃったと思うほどに、その先生は努力されているんですね。そうすると、それが今の実態なのかと、私は言い切れませんが、かなり忙しいということだと思いますので、ぜひ、そういう先生方の多忙に対する解消策、ノー残業デーもさることながら、教育内容の精選とか、いろんなことが出てきます。教育長の答弁の中にも課外活動についても縮小されているということもあります。いろんなことがあるとは思いますが、ぜひ、八街市として、どうしたら一番、子どもと先生方がふれあいを持って、そして望ましい教育ができるのかについては、取り組んでいってほしいなというように思います。幼小中高連携教育を特色とする八街市ですから、必ずや地域の協力を得ながら成果多いものができ上がるはずですよ。ぜひ、これからも、組織的にそういったことを教育委員会の指導性のもとに、八街の教育を育てていってほしいなということを願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、林修三議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は１時１０分から再開いたします。

(休憩 午前１１時５４分)

(再開 午後 １時１０分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会、石井孝昭でございます。平成２５年度の大変重要な予算議会において、今回は４点の質問をさせていただきます。

質問事項１．健全な財政運営について。

市政の運営とは、地方分権の進展や社会経済情勢の動向、市民ニーズの変化を的確に捉え、市民福祉の向上のためにコスト意識を持って、限られた資源を活用して最大限の成果を上げていくことであり、そのためには財政の健全性の維持や財政基盤の確立が不可欠であり、中長期的な財政見通しに立って将来世代への負担が過大にならないように進めていく必要があると考えております。

八街市では、これまで財政健全化に向け、さまざまな施策の実施・コスト削減により、自律的な財政基盤の確立に取り組み、一定の成果を上げてきていると思いますが、震災や長引く景気経済の低迷が続き、新年度においては、医療・福祉関係経費の増加などにより、財源不足が懸念される状況にあります。

八街市における自主財源の根幹である市税につきましては、景気の低迷や地価の下落等の影響により、基幹税目の市民税及び固定資産税の伸びが期待できない状況にあることから、課税客体や納税者の的確な把握により、徴収率の確保を図ることが重要であると考えます。

また、地方税のほかにも、自治体が保有する債権には、公営住宅の家賃や保育料、学校給食費など、多岐にわたり、これらの債権回収を効率的に行い、徴収率を向上させることは、全国の地方自治体において共通する課題であります。

そこで、地方税財源の充実確保について、次の4点をお聞きいたします。

1 1 目、納税交渉や事実上の催告といった滞納整理実務にもさまざまな影響を及ぼす死亡者課税について、その現状と対策はどのようにされているのか。

2 2 点目、固定資産税における共有名義の代表者（名宛人）設定基準並びに滞納状況とその対策について。

3 3 点目、共有者用納税通知書と共有者分割納付について。

4 4 点目、自治体における債権管理のあり方についてご質問いたします。

質問事項2．地域防災力の強化について。

要旨（1）消防救急無線県内一元化に対する本市の状況についてご質問いたします。

総務省関東総合通信局は、1月16日、全国で初めて、千葉県に対して県内全域を統合した消防救急デジタル無線用基地局28局に免許を交付いたしました。

平成28年には、国の電波法が改正されるに伴い、千葉県では平成19年3月、千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画を策定。爾来、平成25年4月運用開始を目途に準備を進めておりました。この4月1日より、その運用が開始されることになります。

従来のアナログ方式では、県内31の消防本部が各消防ごとに無線網を設置し、指揮系統も独立していたため、各消防の連携や応援出動の迅速化が問題となっておりました。今回のデジタル化に合わせて、千葉県を千葉市と松戸市の2つのブロックに分けて、共同指令センターを整備。県内119番通報は、この2カ所の指令センターで、一元的に受け付け、各消防本部に出動要請などの指示を出すシステムであります。

佐倉市八街市酒々井町で構成される消防本部は、千葉ブロックに位置される計画でありま

す。当市の消防組合、現佐倉市八街市酒々井町消防組合は、昭和47年（1972年）に発足し、今現在、40年を過ぎました。安全・安心な街づくりを目指す本市において、消防救急無線の一元化で、指揮系統が集約されることで、各消防本部の迅速な応援体制が確保でき、地域防災力の強化が期待されております。

そこで、伺います。

消防救急無線県内一元化に対する本市の状況についてご質問いたします。

質問要旨（2）防災士制度活用による防災力の強化に向けた考え方について。

（3）本市における大規模災害（地震）を想定した訓練実施について、あわせてご質問させていただきます。

先の東日本大震災での反省や教訓を受けて、全国各地において、大規模災害・大規模地震を想定した防災訓練が行われております。これは、今後30年以内に発生確率70パーセントとされる首都直下型地震や南海トラフ地震などを想定して執り行われております。

県内では今月、千葉市や市原市において、市や消防局本部を挙げて防災訓練が執り行われました。大規模地震が発生した際、速やかに災害対策本部を設置し、対応にあたるとなっておりますが、全国的に見ても災害対策本部設置の遅れや初動の対応がスムーズに行かないなどの課題があります。

また、市職員の間には、初動対応のマニュアルが徹底されていないなどの問題や各課の横断的な体制づくりや画一した対応が求められる状況にあります。

今年中には、本市に八街市地域防災計画が策定されます。市を挙げて、職員を挙げて、今回の反省やさまざまな問題を想定した災害対策本部設置訓練をするべきと思いますがいかがでしょうか、

災害が大規模な場合には、行政機関も被災するため、初動の救助・救出、消火活動等が制限され、限界があるとされ、震災を教訓に、自助・公助・共助の活動を災害発生時に実践する人材を育てるために、「防災士」制度が創設された次第でございます。

平成23年3月議会で北村市長は、大地震等の大規模災害が発生した際には、平常時とは異なる業務を行うため、専門的な知識や実践力を身に付けておくことが必要である。有事の際に十分対応が図れるよう、知識の向上となる防災士制度を含めて検討してまいりたいと考えておりますというご答弁をいただきました。

また、平成24年3月議会において、防災リーダーというのは大変必要と感じております。平成25年度に防災士制度を活用した予算措置をいたしまして、防災士の資格を持つ職員を登用する考えでありますという答弁をいただいております。

そこで、お伺いいたします。

要旨（2）防災士制度活用による防災力の強化に向けた考え方について。

（3）本市における大規模災害（地震）を想定した訓練実施について、あわせてご質問させていただきます。

質問事項3．児童虐待防止について。

要旨（１）児童虐待の本市の現状と対応についてご質問いたします。

平成２３年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、５万９千８６２件であり、１０年前の平成１３年度の約２．５倍に増加しており、２０年前の約５０倍の増加となっております。

児童虐待の防止については、平成１２年に指導虐待防止法が成立し、施行されましたが、平成１６年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、従来の通告先が児童相談所のみであったものが、各市町村も通告先に加わり、市町村、児童相談所が二重構造で対応する仕組みと相成りました。

また、要保護児童対策地域協議会、通称、子どもを守る地域ネットワークが法定化され、各市町村単位で設置が進められており、本市では、平成２４年度から進められている状況と認識しております。

厚生労働省では、児童虐待は子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向けて、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要と取り組まれております。

そこで、伺いたいします。

児童虐待の本市の現状と対応についてご質問いたします。

要旨（２）臨検についての考え方について。

平成２０年施行された児童虐待防止法、児童福祉法の改定により、市町村は児童の安全確認等のための立入調査等の強化を盛り込み、従来の立入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねて出頭要請を行っても保護者がこれに応じない場合に限り、裁判所の許可状を得た上で、従来の立入調査よりも強制力のある「臨検」を取り入れることになり、虐待の疑われる家庭から児童を救うため、その家の鍵を壊してでも家屋に立ち入れる「立入調査権」を可能にいたしました。

また、立入調査を拒否したものに対する罰金の額を３０万から５０万に引き上げる措置をいたしました。昨年の柏市で起こった悲惨な事件を教訓に、県児童相談所など児童虐待防止に取り組む現場では、従来の立入検査権よりも強制力のあるこの「臨検」を活用し、子どもを救う訓練が執り行われております。やはり、市と児童相談所、警察等がきめ細かく緊密に連携して子どもの命を守ることが何より大切であります。

そこで、伺いたいします。

本市の臨検についての考え方についてご質問いたします。

質問事項４．活力あふれる街づくりについて。

（１）婚活についてご質問いたします。

全国的に見て、さまざまな自治体や各種団体において、地域活性化の効果にある婚活事業に取り組まれております。本市では、昨年幾つかの団体におきまして婚活事業を展開されたと伺っております。その効果も形となり、地域の活性化や後継者問題の解消、街の賑わいの

創出に一役買っているものと認識いたしております。

そこで、お伺いいたします。

1つ目、市内で開催されている婚活イベントの詳細について。

2点目、今後の本市の婚活への支援事業についてご質問させていただきます。

以上で、1回目の質問を終了させていただきます。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問3、誠和会、石井孝昭議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 健全な財政運営について答弁いたします。

（1）①ですが、固定資産税の課税につきましては、賦課期日に不動産登記簿または土地・家屋課税台帳に登録、登録される所有者に課税する台帳課税主義を採用しており、本市でも原則として登記簿に所有者として登記されている者を課税対象としております。所有者が亡くなった場合には、本来の所有者である相続人等により、速やかに所有権移転登記等の手続がなされれば問題はありませんが、遺産分割の問題等により、すぐに所有権移転登記がなされないことが多く存在いたします。

死亡者課税とは、このように登記簿の名義は死亡者のまま変更されないため、本来の所有者である相続人等ではなく、死亡者のままで課税となってしまうものであります。これまで、死亡者課税に対する認識が不足していたことは否定できないところであり、死亡者名での賦課処分は適切ではないことから、今後におきましては、これを解消するため、相続人等に対して速やかな所有権移転登記の勧奨や移転登記が完了するまでの間につきましては、相続人代表者指定届の提出を求めていくなど、死亡者課税の減少を図ってまいりたいと考えております。

次に、②ですが、共有名義に係る固定資産税につきましては、地方税法及び民法の規定によりまして、共有者は連帯して納税する義務を有することとされております。

本市における固定資産の共有名義に係る代表者設定の取り扱いにつきましては、特にその設定基準を明文化しているものではありませんが、共有名義の物件を課税台帳に登録し、納税の通知等をする際には、その持分割合や共有物件の使用状況、共有者の構成と、その関係性等を勘案して、市側において代表者を決定して、賦課処分しているところであります。

次に、共有名義の固定資産税の滞納状況でございますが、平成25年1月末現在における平成24年度の固定資産税の納付状況を確認したところ、共有名義における代表者に通知した件数、約4千700件のうち、滞納となっているものが273件ございます。納期限までに納付されないものにつきましては、単独名義の固定資産税と同様に、法に基づき、督促、催告を行い、納付を促しておりますが、それでも納付されない場合には、財産の差し押さえ等の滞納処分を行っております。

次に、③ですが、平成24年度における固定資産税の納税通知の実績の状況を申し上げますと、総数で約3万1千600件、そのうち共有名義における代表者に通知した件数が約4千700件となっております。共有名義の固定資産につきましては、共有者は連帯して納税

する義務を有することから、通常は共有者のうちの1人に対しまして履行の請求としての納税の通知を行います。これを共有者全てに納税の通知をするとした場合に、共有者が2人と仮定した場合であっても新たに4千700件の通知が必要となり、共有者の増加により、さらにその人数分の通知を要することとなり、これを実施する場合には、電算処理システムの改修や通知書の発送件数の増加により、経費負担も増大することが想定されるため、共有者全員に対する納税の通知は困難であり、現状においては考えておりません。

また、共有名義の固定資産につきましては、共有者が連帯して納税義務を負うことが地方税法に規定されており、持ち分を含めて共有物件に係る全ての税額について、共有者が責任を有するものであることから、当事者間において、協議、話し合いの上で納付していただいております。しかしながら、税の納付にあたっては、共有者の中には特別の事情もあることも考えられ、個別の事情に鑑みて、真にやむを得ない場合には、申し出を受けて分割納付に対応するなどの配慮をとってまいりたいと考えております。

次に、④ですが、市税以外の法律に基づき、財産の差し押さえなどによる強制回収ができる公債権を市税と一元的に管理・徴収することにつきましては、市税における滞納整理に関する専門的な知識を持つ職員が公債権の徴収をあわせて行うことで、効果的、効率的な徴収が見込まれるとして、既に船橋市、成田市、四街道市など、数団体で取り組んでおります。

昨年9月議会での一般質問でご答弁いたしました、市では平成17年7月の納税課設置の時期に、国民健康保険税についても、あわせて徴収する組織体制を図っており、また、昨年4月からは非常勤特別職である収納補助員に、それまで取り扱っていなかった介護保険料を、さらには今年1月からは、後期高齢者医療保険料についても、収納項目に加えるなど、税以外の収納に一部ながら対応しております。

市の財源確保、市民に対する公平・公正を図る上でも、市債権の一元的な管理・徴収の有効性を認識しておりますが、それらを実施することとなると、債権回収に係る専門的な人材の確保、人的な配置など、組織の見直しも必要であり、本市の税収納状況がわずかながら改善してきたものの、まだまだ不十分な状況の中では、まずは、市税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 地域防災力の強化について答弁いたします。

(1) ですが、平成25年4月1日から消防救急デジタル無線が県域を1つの無線網とし整備されるとともに、千葉市に設置された「ちば消防共同センター」において、本市を含めた千葉県北東部・南部地域の20消防本部の119番通報・受信及び消防自動車・救急車出動の通信指令業務の一元化運用が共同で行われることとなります。共同運用を行うことで、業務の効率化が図られるとともに、各消防本部の連携及び情報の共有が可能となり、隣接区域や大規模な災害時の相互応援体制が充実強化されることとなります。

これにより火災等による被害の軽減と疾病者の救命率の向上が期待されるところであります。なお、正式運用時期につきましては、本年4月1日となっておりますが、現在のところ本市におきましては、昨年12月6日から仮運用が実施されているところであります。

次に（２）ですが、本市の災害対策につきましては、八街市地域防災計画に基づいて、大規模災害が発生し、また発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、災害応急対策を速やかに実施することとなっており、職員の配備体制や事務分担等に関しても、この計画を基本に対応することとなっております。

先の東日本大震災の際にも、この計画を基本として対応したところであり、また現在、東日本大震災を教訓として、本市地域防災計画の修正作業を行っているところでございます。

東日本大震災の教訓を踏まえると、「自分たちの地域は地域みんなで守る」といった共助の重要性が再認識されたところであり、共助の中核となる人材の育成に取り組むことが必要とされています。こうした共助の中核となる人材の育成につきましては、県の災害対策コーディネーターの養成講座等を活用するほか、避難誘導や救助、避難所の世話をを行うなどの、災害時に対応し得る対処方法を取得できる防災士制度を活用することも考えられます。

市といたしましては、防災士制度の活用は予算の制約がありますが、さまざまな講座等を活用し、共助の中核となる人材の育成に取り組むとともに、そうした方々との連携を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

具体的な措置については、八街市地域防災計画策定が完了した後、その計画内容を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、災害による被害を最小限にとどめるには、国や県、市などが相互に協力して防災対策を強化することはもちろんのことでございますが、同時に市民の皆さんの普段からの防災に対する心構えと対策が必要となります。このため、普段からも災害に備え、ご家族での話し合いなどにより防災意識を高めていただくとともに、地域で行われる防災訓練や避難訓練に参加していただくことが重要と考えております。

本年度は、市民の皆さんが参加する防災訓練としましては、三区、四区、五区、大関区、東吉田区、泉台区、みどり台区、真井原区、榎戸区、富山区等において、炊き出しや消火訓練、地震体験車の体験などが、区民一人ひとりの協力により行われたところであります。

今後も地域で行われている防災訓練に対しまして、引き続き支援を行っていくとともに、市といたしましても、既に防災訓練が実施されている地域と一体となった合同訓練を計画し実施していきたいと考えておりますので、その中で大規模災害を想定した訓練についても、あわせて実施してまいりたいと考えております。

次に、質問事項３．児童虐待防止について答弁いたします。

（１）ですが、児童虐待につきましては、現在、家庭児童相談室において、さまざまな虐待の通告や相談を受けているところでございます。本年度に新たに受理した通告・相談件数は、１月末現在で、虐待に関わるものにつきましては、３０件で、内訳としましては、ネグレクトが１５件、心理的虐待が５件、身体的虐待が９件、性的虐待が１件となっております。

児童虐待につきましては、児童相談所はもとより、警察、保健所、民生委員・児童委員協議会及び市役所の関係各部署等の関係機関と連携を図りながら、虐待の早期発見、防止に努めております。

また、関係機関の支援の幅を広げ、引き続き連携を図るために、平成24年4月1日には、児童福祉法に基づいた「八街市要保護児童等対策地域協議会」を設置いたしました。

なお、虐待を受けたと思われる児童を発見した方は速やかに通告する義務があること、通告は匿名性が確保されること、通告は虐待者である保護者の支援につながることなど、虐待通報に関する意識を高めるよう、広報などにより周知をしております。

次に（２）ですが、虐待が行われているおそれがあると認められている場合であって、子どもの安全確認が困難な場合には、児童相談所職員と児童家庭課職員等が同行し、児童の居所に立ち入って、必要な調査や質問を行っておりますが、これは任意の調査であり、相手が拒否しているのであればできません。

これに対して、臨検・捜索とは、児童虐待防止法第9条の3により地方裁判所、家庭裁判所または簡易裁判所が発する許可状により行う強制調査でございます。八街市を管轄する千葉県中央児童相談所では、現在までに実際に行ったことはありませんが、同法第9条の9による立会人として、第三者である居住地の市区町村職員が望ましいとされていることから、本市に居住している児童の臨検・捜索が実施された場合には、児童家庭課も協力体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、個人質問4．活力あふれる街づくりについて答弁いたします。

（１）①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

市内で開催された婚活イベントで、市として把握しておりますのは、ＪＡいんばや若手農業者等、また、八街商工会議所青年部主催の婚活イベントでございます。

まず、農業者を対象とした婚活イベントといたしましては、昨年6月にＪＡいんばの合併10周年記念事業として、ＱＶＣマリンフィールドで、プロ野球を観戦しながらの婚活パーティーが開催され、男性31人、女性29人が参加し、そのうち5カップルが成立したと伺っています。さらに、この婚活パーティーをきっかけとして、市内の専業農家の男性と市川市在住の女性が、本年2月に、めでたくご結婚をなされました。

また、四木の若手農業者を中心にしたグループも、昨年10月に農産物直売所であるスマイルやちまたを会場に、婚活パーティーを実施したと伺っています。残念ながら女性の参加が少なかったことから、ＰＲ等に工夫し、本年も実施の方向で検討しているとのことでした。

次に、八街商工会議所青年部では、後継者対策の一助となればと、昨年11月に、市内にあります「ふれ愛オーガニックファーム」において男女の出会いと交流の場として「ヤチ婚」を開催いたしました。市といたしましても、参加者を募集するためのＰＲや当日参加されてカップルになられた方々への記念品を提供するなど協力させていただきました。

「ヤチ婚」の成果としては、男性17人、女性18人の参加者のうち、7組のカップルが成立し、今後に期待しているところでございます。

市の婚活への支援措置といたしましては、ＪＡいんばや八街商工会議所青年部が開催した婚活イベントの際には、当日カップルとして成立した方のために、「ピーちゃん・ナッチャ

ん」のぬいぐるみを提供したところでございます。

また、四木若手農業者の婚活パーティーにつきましては、市が後援をする方向で、バーベキュー用の食材を提供する考えでありましたが、イベントの開催方法が変更されたため、提供までには至りませんでした。

今後、このような婚活イベントを開催するグループ等があった場合には、公共性にも配慮の上、広報紙や市ホームページを活用したPR、また、公共施設へのポスター掲示なども含め、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

それでは、自席にて再質問をさせていただきたいと思います。

ご答弁ありがとうございました。順逆になるんですけれども、4番目の婚活から再質問させていただきたいと思います。

市長のご答弁が今ありましたように、非常に活気付いているなという印象が伺われます。JAいんばなり、商工会議所なり青年部が、若手が中心となってやったと。また、四木の農家の皆さんが企画して、農政課からも伺いましたけれども、途中でなかなか計画どおり行かなかったということでしたけれども、そのように八街市が若手が活気付くことによって、市も活気付くのかなというふうに認識しております。今後ともJAいんばなり、商工会議所なりが協議をして、婚活に向けて、また、本市がそのリード役となって行っていくことが大事かと思いますが、具体的な支援策、来年度に向けて持ち合わせがあるかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長から答弁差し上げたように、JAいんばであるとか、商工会議所によりまして婚活が行われているということについては、大変ありがたいことだというふうに思っております。最近の晩婚化であるとか、未婚者の増加ということにつきましては、少子高齢化とともに大きな社会問題ということで、認識をしているところでございます。このような社会情勢を踏まえて、こういった婚活をビジネスチャンスとして捉えるというようなところもあるように思っています。

また、先ほどご紹介しましたように、商店街の活性化、あるいは農業関係者においては、後継者対策などということで、自治体も巻き込んで、いろいろなイベントが運営されております。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、本市でも行われているということで、非常にありがたい取り組みだというふうに思っております。

ご指摘のとおり、仕掛けの場、そういう結婚につながる仕掛けの場を作ること、これは当然必要だというふうには認識をしておりますけれども、現在のところ、市が主体となって実施をするような計画はございません。今のような形で、会議所なり、JAなりが主導して行っただけならばというふうに思っております。しかしながら、今後も同様のイベント企画、こういったものがあった場合には、できるだけの協力支援、これはしていきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

昨年でしたでしょうか、佐倉市で、これは国の安心こども基金を活用して婚活事業を行いました。子どもが生まれる前に、やはりお付き合いをして結婚しないと、なかなか子どもは生まれないという状況でありますので、香取市なり旭市なり銚子市、これが積極的に取り組んで、非常に成果が出てきているというふうに伺っておりますけれども、国のこの基金を活用するお考え、また、その検討はなされたのか、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、ご指摘のとおり佐倉市では、平成２３年度、県のこども安心基金からの助成金、これを活用して、婚活イベントを活用いたしました。そういったこともございましたので、私どもの方も県の方に確認をしました。そうしましたところ、平成２４年度、今年度からは、このこども安心基金からの助成金の事業については、ソフト事業への助成は廃止をして、ハード事業のみ残されるというような回答がございました。そのほかに、市といたしましては、やはり平成２４年度、今年度、財団法人自治総合センターの宝くじ助成金、これを活用できないかということで、申請をいたしましたけれども、残念ながら不採択ということになってしまいました。今後も引き続き、こういった活動を行っていくための財源の確保につきましては、情報収集に努めまして、少しでも採択の可能性等があれば、積極的に助成金等の獲得に向けて努めていきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

市長の答弁にもありましたけれども、やはり、農業・商業・工業、この後継者の配偶者対策ということにもなるわけですが、先ほどのご答弁で、ＪＡいんばのときに１組カップルとなられたということで、参加された方が、私の近所の後輩で、２月２日に私も呼んでいただきまして、ＪＡいんばの匂いが醸し出された中での結婚式に参加をさせていただきました。非常に成果が出て、よかった結婚式であったというふうに伺っておりますけれども、その女性の方も、今、そこにお住まいになって、ご家族と一緒に住んでいらっしゃいます。非常に配偶者になる女性の方、つまり女性の参加がしやすいイベントなり、状況なり、そのような趣旨なりが必要かなと思いますので、これは総務部長だけではなくて、農政課も含めて、今後、女性に入りやすい入口を作っていただければというふうに要望したいと思います。

次に、地域防災力の強化についてでございますけれども、先ほど県内で初めて消防救急無線一元化が千葉県で執り行われたという話であります。東京２３区では、もう既に執り行われたんですけれども、都道府県単位では千葉県が初めてということでもありますけれども、大規模災害、同時多発的なテロ、また火災、近隣消防の迅速な応援体制が確保できるということになると思います。そのことと、本市の防災行政無線、この今行っている、山口議員の午前中の質問に無線が変わったという話がありましたが、防災行政無線の整備の状況についてはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご質問にありますように、消防救急無線の県内一元化に伴っての市の防災行政無線、これ

の関連性ということに関しましては、特にあるということは事実ございません。しかしながら、これとは別に、現在46カ所ございます防災行政無線の子機、このうち16カ所をアナログからデジタル方式に変更するための工事を行っておりまして、年度内に完了をする予定でございます。この工事が完了しますと、デジタル方式ということになりますので、親局と子局が相互方向に通信ができるということで、情報交換をすることができるということになります。そういった面で、今までの一方通行から今度は双方向ということになりますので、災害時、いろいろ情報収集等に十分活用できるような形になろうかというように思います。

○石井孝昭君

佐倉市八街市酒々井町消防組合の無線と、この行政無線の連帯した取り組みが必要かなというふうに思っておりますけれども、16カ所、今回本市の方で整備されると。残りの基地局、子局は整備状況方はいつくらいになりますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいま申し上げた事業につきましては、補助事業を活用してのデジタル化ということでございます。ご承知のとおり市の財政状況が非常に厳しい中で、補助事業を活用しての対応ということになります。この辺につきましては、財源確保を行った上で計画をしていきたいというように思います。

○石井孝昭君

デジタル化することで、双方向の通信が可能になるということですが、消防本部の方では、救急患者を搬送する際に、心電図とか傷病者の情報データが、その場で伝送できたり、また、無線傍受が可能なアナログ方式とは違って、通信内容の秘匿性などが確保できると。このような感じで伺っておりますけれども、本市のデジタル化にする最大のメリットはどのように捉えておりますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これにつきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、今までの一方通行で市の方からいろんな情報をお伝えするというようなことから、16カ所ということではございますけれども、これは基本的には避難所を中心に16カ所、避難所に設置をしてある防災行政無線の子局を中心に16カ所、まずは整備するというところでございますので、そういった意味で双方向の通信ができるということで、例えば被害情報の把握、これが容易にできるというようなことのメリットがあるというように考えております。

○石井孝昭君

今年度中に避難所に発電機が整備される。その中で、このようなソフトの面でも通信網が確保できるということは、大変尊いことであるというふうに思いますので、適宜の進めをお願いしたいというふうに思う次第であります。

それと、（２）（３）あわせてのご質問ですが、市の職員の災害避難訓練、以前、実施されたというふうに伺っております。以前、何年前に実施されたか。職員の皆さんの実施訓練はいつぐらいでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

非常に古い話になりますけれども、平成11年になります。

○石井孝昭君

13年前ということでありますけれども、阪神淡路大震災が平成7年、その13年、今年、一昨年、もう東日本大震災から2年たちますけれども、大分状況も変わってきておりますので、ご答弁にもありましたけれども、私は市長を中心として災害対策本部が設置される中で、やはりそれを想定した訓練が必要だというふうに思います。どれだけの時間で、どれだけの内容のものを災害対策本部で立てられるのか。今回の補正にもありますけれども、蓄電・発電機、約9千万円前後の予算を計上されております。これを仮に東電から電気が来ないときに、この蓄電器が動くわけですが、そういったことも想定した訓練を、ぜひ、次年度にはやっていただきたいというふうに思います。

職員全体に対して行う中で、私が幾度か質問させていただいています防災士制度をこの中に活用していただければ、さらによろしいのかなと。要は防災のリーダーとして、市の職員が市民の先頭に立って、いろいろ細かなことに対応していく。また、市長、副市長の災害対策本部長の側近として、知識なり経験を活かして、復旧の対応にあたっていくことが重要かと思っております。いろいろな立場もありますし、一般の方も取れる防災士ですが、職員がその任を得ることは、市民のためにプラスになる。そして、その防災士というリーダーを得ることによって、防災のリーダーが職員に対して、またその講座を開いたり、教えていたり、そういった指導者にもなり得るということになると思います。そういった防災士制度、あわせて防災訓練、災害避難訓練、災害対策本部設置訓練のお考えはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かにご指摘のとおり、先ほど質問にもございましたけれども、平成11年に職員の招集訓練を行った以降、そういった訓練は実施をしていません。避難訓練という形では、ここ2年連続して行っておりますけれども、職員の招集訓練という形では実施をしていないというような状況がございます。大規模災害が起こったときに、初期活動、これが重要であるというようなことは、十分認識しております。そのためには、非常招集訓練、これは必要と考えております。非常招集訓練を実施して、緊急時に参集できる職員数を把握するであるとか、参集するまでの時間、これを把握するという。これは当然必要なことだというふうに考えておりますので、先ほど市長から答弁がありましたように、現在、地域防災計画策定作業中でございますので、この策定が完了した後に実施に向けた検討に入りたいというように思っております。

それから、防災士を活用するというようなお話でございましたけれども、防災士でございますけれども、私どもの方の理解といたしましては、地震等の災害において公的機関や民間組織、それから個人と力を合わせて、平常時においては防災意識の啓発であるとか、訓練、それから防災の技術を磨くということなどに取り組むということ。それから、災害時にあつ

ては、所属をしている団体とか企業、あるいは地域などの要請によって避難、救助、それから避難所の運営などにあたって、自治体など公的な組織やボランティアと協働して活動するんだというような定義がされているようでございます。災害が発生したときには、公助と共助による活動が行われますけれども、このうちの自助・共助の活動、これを実践する人材として、防災士を認定しています日本防災士機構は位置付けておるようでございます。

したがいまして、いわゆる団体とか企業とか、地域の防災リーダーというような位置付けをしているようでございます。とはいいいながら、先ほど石井議員の方からもありましたように、自治体、私どもにおいても、こういった防災に関する意識とか、知識、技術の高い防災リーダーの育成、これは重要な課題であるということは、十分認識をしております。そういった意味で、先ほどご質問にもありましたように、市長も職員に資格を取得させるというような考えを持っていたところでございますけれども、特に東日本大震災以降、いわゆる共助がクローズアップされてきていることもございますので、職員ということに限定をすることなく、地域の例えば自主防災組織の方々などに、その防災リーダーとなってもらえるような知識・技能・技術の習得の手段として、ご指摘のありましたような防災士制度、これらも含めて、またこれも地域防災計画の修正作業が終わった後に具体的な検討に入りたいというように考えております。

○石井孝昭君

多少解釈の違いがあるかなというふうに思います。でも、非常に前向きなご答弁の中での解釈の違いでありますので、災害対策本部、地域防災計画が策定される中で勘案いただければありがたいと思う次第でございます。

それでは、お配りした手元の資料の児童虐待の件に移らせていただきたいと思います。

本市においても、児童虐待、身体的虐待、ネグレクト、いわゆる育児放棄が一番多いのかなというふうな状況にあると思います。先般、テレビの報道で当時6歳の子どもだったそうですけれども、児童手当が数年間、親の手元に行っていて、子どもはそこに数年間所在がないということで、その原因が虐待による、またネグレクトなのか何なのか、これはまだはっきりわかりませんが、いろんな意味で児童虐待の問題が出ている。顕著になってきて平成12年に児童虐待防止法が施行された。最近にあっては、潜在的にあった事件内容が顕在化していて、件数も表面化して、市町村に窓口もわたって増えてきていると。このような状況かなというふうに思っております。

平成20年の法律改正で、要保護児童等対策地域協議会、いわゆる子どもを守る地域ネットワークを各市町村で作るべきというふうに国の指針が出まして、八街市は平成24年に策定をされた。8割、9割の自治体はほとんど終わっておりますけれども、ちょっと遅かったかなというふうに思いますけれども、この会長はどなたがされていますか。

○市民部長（加藤多久美君）

要綱によりまして、私が会長を務めさせていただいております。

○石井孝昭君

市民部長が会長ということで、大変ご苦労さまでございます。去年、会議は何度開催されましたでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

役所で要対協という協議会なんですけれども、要対協、いちおう三層構造になっておりまして、代表者会議と実務者会議、その一番下に個別支援会議、個別ケース会議というような三層構造になっておりまして、代表者会議を昨年度、要綱を作りまして、7月12日に代表者会議を1回開いております。それから、その下の実務者会議でございますが、今日までに3回実施しております。それから、一番下の個別支援会議につきましては、合計21回実施しておる状況でございます。

○石井孝昭君

実務者会議、その下の個別支援会議、これは児童家庭課長が実務者会議のトップで、その下の個別支援会議も必要に応じて課長がトップとなるというふうに要綱で定められているようですけれども、この委員は何名いて、どのような選任になっていらっしゃるか、わかりますでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今のご質問につきましては、要対協の委員のメンバーということでよろしいでしょうか。

○石井孝昭君

はい。

○市民部長（加藤多久美君）

要対協のメンバーにつきましては、合計で18名を選任してございます。トップが私でございますが、一応、児童福祉法で大体メンバーが決まっております、児童福祉法を読ませていただきますと、メンバーには関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者。その他の関係者ということで、厚生労働省の方からガイドラインが出ておりまして、それに基づいて、私どもとしましては、児童福祉関係から10名。例えば、私どもが管轄する千葉県の中央児童相談所の相談所長に委嘱しております。それから、民生委員・児童委員協議会の会長様。それから、社会福祉協議会の事務局長様。それから、あとの7名につきましては、私をはじめ関係課長、例えば児童家庭課長、健康管理課長、厚生課長等で7名でございます。それから、保健医療関係として3名の方を委嘱してございまして、保健所ということで、千葉県健康福祉センターの課長様。それから医師、歯科医師会ということで、医師会から1名、歯科医師会から1名の方を選任してございます。それから、教育委員会関係ということで、小学校、中学校から北中学校の校長先生を1名、それから教育委員会から社協と学校教育課長の2名。それから、警察司法関係から1名ということで、佐倉の警察署長さん。それから、人権擁護関係ということで、市の人権擁護委員の方1名、合計18名の方を選任してございます。

○石井孝昭君

高齢者の見守りネットワークが片や高齢者に向けて発足しておりましたけれども、この子ど

もに向けたネットワーク協議会、子どもを市全体で守るんだというようなメンバーの皆さんの選定かなというふうに思います。この児童虐待防止法の児童虐待をしない防止推進月間、これは11月というふうに規定されていますけれども、八街市もオレンジリボンキャンペーン運動に昨年より取り組まれておるということでありますけれども、どのようなことをされていますでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

これにつきましては、議員ご指摘のとおり11月が月間になっておりまして、まず、このオレンジリボンにつきましては、私ども担当課の職員の方でオレンジリボンというのを作成しまして、関係者等に配付したと。それから、通路にオレンジリボンの大きいものを通路に置いて周知を図ったということでございまして、そのほかには広報等を通じて月間の周知を図ったというところでございます。

○石井孝昭君

昨年の広報でも見させていただきましたけれども、子どもを守るためのキャンペーン、ぜひ、広報とまた啓発運動をお願いしたいと思います。

児童虐待の最後の質問ですけれども、県警が児童相談所に通告した虐待をされているという子どもたちの数は昨年1年間で1千645人と前年の3倍というふうにお聞きしております。検挙された人数は36件で、前年19件の倍増。このように増加している中で、県の児童家庭課や県内の児童相談所には、警察や警察のOBが予算措置をされて、県で予算措置を新たにして、現職の警察官やOBを配置しております。通報等が年々増えているということは、社会全体の児童虐待の関心が高まっているためとも言えますけれども、また、地域の目が向いていると。児童虐待に取り組んでいる、そんな中で、先ほどの質問の臨検の話になりますけれども、要保護や捜索の実践的な取り組みを今警察が積極的に行っております。先般、君津なり、東葛なり、何カ所かで行われました。要は児童相談所、警察等、また教育委員、学校を初めとする先生方、民生児童委員、人権擁護委員とか、この方々と合わせて、このようなことが先例としてあると。また、先にこのような事案が想定されるような児童家庭課の中では取り組みをしていただきたいと。また、その取り組みを作るべきだというふうに思いますので、臨検捜査許可状が発令されたのも想定した訓練も、また、市民部をはじめ、先ほどの協議会の会長を中心に検討していただければというふうに思う次第でございます。よろしく申し上げます。

最後に地方税財源の充実確保について、長くなって恐縮ですけれども、最後の質問を幾つかさせていただきますと思います。

議長から今いいよというようなサインをいただいた中で恐縮でございます。

死亡者課税について市長答弁にありましたように、認識が多少不足されていたような答弁もいただきましたが、なかなか非常に死亡者課税は難しい問題であるというふうに認識しております。この解消のための具体策、例えば口座振替で死亡者が数年、極端にいうと5年、10年、このような例もありますけれども、今回のその質問はいたしません、それも非常

に問題となっているというふうに伺っておりますけれども、この具体的な解消策、具体策はございますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長からも答弁いたしましたように、私ども税担当といたしましても、死亡者課税に対する認識、これが不足をしていたということがございます。このことを踏まえまして、新たな死亡者課税を増やさないということを最優先にして、段階的に死亡者課税を削減させていくというように考えております。そのために、3段階というようなことで、計画をしておるんですけれども、まず1段階目としては、ただいま申し上げましたように、最優先としております新規の死亡者課税の抑制。それから、第2段階といたしまして、前段で議員さんの方からお話がありました口座振替の話等も含めまして、滞納となっている死亡者課税の削減と第3段階として相続人によって納付されている死亡者課税の削減、この辺をこういった形で方針を立てて、これに基づいて行うということで、現在はこの第1段階でございます新規の死亡者課税の削減のための手続、これを進めております。

この具体的な手続でございますけれども、まず1番目としては、平成24年度中に亡くなった所有者の件数の把握。それから、2番目としまして、所有権移転登記、あるいは代表者指定届、これがされているかどうかということの確認。それから、3番目として移転登記等のない場合には、相続人等の調査を実施するというようなこと。それから、4番目として戸籍謄本等によって相続人を確認した後、職権によりまして代表者を設定するといったような手続ということになります。この手続によりまして、何度も申し上げますけれども、新たな死亡者課税を発生させないということを最優先にして実施をして、来年度以降も継続して実施をしていくということで、死亡者課税の削減を図っていきたいというように考えております。

それから、先ほどあったように、口座振替の問題も含めて、第2段階、第3段階の過去の死亡者課税、これにつきましても、できるだけ速やかに解消をしていくということのための手続、これが実施できるように努めていきたいというように考えております。

○石井孝昭君

共有者名義、共有者から全員からの分割納付の希望があった場合、その場合の対応はできないのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

共有名義の固定資産税につきましては、これは市長答弁にありましたように、共有者が連帯して納税責任を負うというものでございまして、持ち分含めて共有物件に係る全ての税額に対して共有者が責任を有するというので、共有者間での話し合いの上で納付をしております。これも市長答弁でお話をさせていただきましたけれども、共有者の中で特別の事情等があつて、やむを得ないと判断される場合には、今お話がありましたように、分割納付にも応ずるというなどについても配慮したいというふうに考えております。

○石井孝昭君

ほかの市町村でも、八街は4千700件ということでありましたけれども、全員に送付している自治体もたくさんあります。費用対効果のための調査研究が必要であるというふうな、たしかご答弁の中にあったように思いますけれども、この辺、八街市の中では費用対効果、例えば経費の方が多いとすれば、逆にそれはやるべきではないだろうし、また、市税徴収アップにつながるようであれば、これを定期的に4千700件に送ってされるべきかなというふうに思いますけれども、その辺の検討をされたことはありますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

全国的に見ますと、今お話があったように、共有者全員に納税通知を発送している団体は幾つかあるようでございますけれども、周辺団体を含めまして、ほとんどの団体は本市と同じように共有者のうちの1人を名宛人として納税通知をしているというように承知しております。共有者全員に納税通知を発送した場合の費用対効果ということでございますけれども、当然、電算システムの改修経費、あるいは郵送代については、具体的に見積もったわけではございませんけれども、当然ながら、そのための経費が増えるということは、これは実態としてございます。

それから、費用対効果ということにもつながると思うんですけれども、例えば滞納処分等の関係から見ると、共有名義に係る固定資産税の滞納処分が必要となった場合にあっては、単独名義の固定資産税と同じように、法に基づいて適切に滞納処分を実施するというようにしておりまして、その場合、ほかの共有者の方に当初の納税通知を発送していないということをもって滞納処分等の事務に不都合がない、不都合が生じないというように考えておりますので、この点から考えても共有者全員に対する納税通知の発送の必要性とか、費用対効果は、それほど高くはないのではないかなというように考えておりますので、今後においても従前と同様の取り扱いとしていきたいというように考えております。

○石井孝昭君

例えば、兄弟が仲がよければいいんですけれども、相続人が全て仲がよければいいんですけれども、兄貴と弟、相続人が仲が悪い場合もありますよね。例えば兄貴のところに行っていて、第一筆頭者で行っていて、弟のところに行っていないと。もし、行っていれば兄貴が納税したのか、していないのかというような話も出るでしょうけれども、仲がいい場合はいいんですけれども、仲が悪い場合がたくさんあって、その辺がそういった通知をすれば徴収率のアップにつながる可能性が高い、このように認識はしておりますけれども、共有者の各持ち分についての電算システムに全て入力されているのか。その案分率ですね。この持ち分の入力はされておりますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

共有物件のデータの電算管理ということでございますけれども、現在の電算システムでは概ね平成13年度以降の新規分につきましては、共有者の氏名、それから持ち分を入力して全て管理をしております。しかしながら、それ以前に電算入力をした共有物件につきましては、システム上の問題もございまして、共有者の氏名、それから持ち分までの管理ができて

いなかったということもございまして、現状では申し上げますと共有物件に係る全ての情報が管理されている状況にはないということにはなりますが、このことがありますので、過去において取り込めなかった共有物件の情報、これにつきましては、現在システムにデータとして取り込む作業、これを順次進めているところでございます。

○石井孝昭君

市税等対策本部長にお伺いいたします。滞納者の納付能力を見極めずに徴収できない債権が幾つかありますけれども、いつまでも徴収可能な債権回収の妨げになるとともに、債権整理事務の停滞、繰越額の増大につながることであります。つまり徴収により完納するか、滞納処分の停止の処理をするかの見極めは、可能な限り早くやった方がいいというふうに認識しております。平成23年度の実施策では、平成22年度執行停止額の割合が0.99パーセント、いわゆる執行停止というのは、税金を諦めることですが、諦めることをやめることですが、これは印旛管内、各5パーセント前後でございしますが、この印旛管内で最低であった適正執行が明記されておりましたけれども、今年度の平成24年度は執行停止の適正執行という欄が消えておりました。これはどうして実施策の中に入っていないのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは、事務担当ということで、私の方から答弁をさせていただきます。

執行停止の適正執行ということについて、実施策の中にないということでございますけれども、まず、この執行停止でございますが、滞納者に特定な事実がある場合に滞納処分を執行しても、その実益がない場合。または、課税客体の不存在が認められる場合等においては、職権によって滞納処分の執行を一時停止するというようなことでございます。しかしながら、この事務処理につきましては、滞納者の実態調査、あるいは財産調査等を確実に行った後に適正かつ厳格な執行が求められているということがございますので、なかなか短期的に整理するということは難しいというように考えております。現在、市税等の収納状況を改善すべく職員は滞納者との折衝、あるいは財産調査、差し押さえ、搜索、インターネット公売など、可能な限り、できる限りの徴収強化に取り組んでおりますけれども、なかなかこの不良債権化した案件の処理、滞納処分の執行停止に係る事務に関しては、若干、消極的になっているというような状況はございます。

ご指摘の執行停止の適正執行につきましては、事実、実施策の方には掲げてはございませんけれども、法定要件を具備するものにつきましては、年間を通じて実態調査、あるいは財産調査などを行って滞納処分の執行停止、これを適正に実行していく方針でございます。今後、数年をかけて整理をしてまいりたいというように考えているところでございます。

○石井孝昭君

取れるものは取ると。取れないものは取れないので、適正に処理する必要があるというふうに認識はしております。例えば自己破産しておったり、仮に生保になったりする方に対しては、適正執行停止してあげた方が、その方のためにもなるし、また、市のためにも債務は

ゼロですけれども、税金は払いなさいという義務は残されるわけです。つまり、不納欠損が3年後になるわけで、そうすると分母が非常に下がるので、徴収率も上がるという形になりますので、執行停止の適正執行は、私はできれば盛んに前に進めていただければというふうに思います。

最後の質問です。債権管理条例の話ですけれども、もう一つの表に各市町村でも、今年度は幾つかの市町村で債権管理条例を作ったり、債権管理回収士を作ったりして、また、幾つか増えておりますけれども、債権ごとに法的根拠、時効、滞納処分有無を整理し、債権管理取扱指針を作成して、督促・催告・分割納付・不納欠損などに用いる様式の整備を行っているという自治体が増えてきております。仮に債権管理条例がなくても、よりよい厳格な効率的な債権管理をしようとすることは可能かと思います。要は公債権、私債権を一元的に管理徴収する体制をとれるかということ。これはどのようにお考えになっているのか。つまり時効の中断をすれば、すぐさま徴収率は止まりますけれども、公債権と私債権を一元的に管理徴収する仕組みを作るのが、私は債権管理条例の行く行く制定しなければ、法的に対応できないんじゃないかと思います。例えば市税を滞納している人が5年間で時効になります。介護保険料は2年、学校給食費も2年で時効になりますけれども、そういったものを一元的に管理するものを作らないと、本市の税収アップの1つの大きな目玉にはならないんじゃないかなと。この条例を作っていく方向で行くことによって、全ての債権が公債権、私債権を管理できるというふうに、私は強く認識しておりますけれども、ご見解はいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、ご指摘のとおり強制徴収のできない公債権、私債権の方は強制徴収ができないということになりますけれども、それらを含めた一体的な管理、それから徴収を行うためには、市の全ての債権を公平・公正に取り扱うということで、ご質問にあったように、債権管理条例、これも必要になるのではないかとこのように思っております。

それから、その体制でございますけれども、これも市長答弁を差し上げましたように、税負担の公平・公正、これを図るということ。それから、財源確保という観点から、まずは公債権の徴収の一元を図って、効率的・効果的に徴収を行うというようなこと。これの有効性、これは十分認識をしているところでございます。しかしながら、なかなか専門的な人材を確保するであるとか、人員配置、限られた定員の中での人員配置など、この組織の見直し、これらも必要でございますし、それぞれの自治体で税を取り巻く環境も異なっているといったことがあります。税の収納状況を改善してきてはおりますが、まだまだ十分とは言えないというような状況がありますので、当面は現体制、これを維持しながら引き続き市税、あるいは国保税、この徴収確保に努めたいというように考えております。しかしながら、効率性・効果制・有効性は十分認識しておりますので、徴収の一元化に取り組んでいる団体等の取り組みとか実情、この辺は十分に情報収集をして研究を進めていきたいというように考えています。

○石井孝昭君

検討をお願いします。以上です。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時23分）

（再開 午後 2時34分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会の木村利晴です。年度末としても、まとめの議会としての質問も含めて安心して安全な街、健全な街づくりのため、通告に従い順次質問させていただきます。

早速、質問に入らせていただきます。

質問事項1. 安全で安心な街づくり。

要旨（1）道路問題について、何点か質問させていただきます。

要旨①道路の生垣について伺うものであります。平成23年12月議会において、坂江公民館付近から、交進小学校に向かう通学路において、車1台しか交互通行できない箇所が生垣の枝の剪定について、平成24年12月議会においては、県道22号、千葉八街横芝線、坂江公民館付近での道路脇の枝葉の伸びた生垣の伐採について行政指導による対処改善を求めさせていただきました。2カ所とも行政の迅速なご対応をいただき、改善することができました。地域の人たちも大変喜んでおります。お礼を申し上げます。

平成23年12月及び平成24年12月の議会におきまして、市長答弁で生垣や雑木等が通行の妨げになっている箇所は道路パトロール等で把握するほか、市民からの情報により把握しております。通報等を受けた場合、市内の地権者には直接、剪定等のお願いをし、市外の方には電話や文章により依頼してまうといただいております。

そこで質問いたします。

平成22年度は23件、平成23年度は13件とありましたが、24年度は何件把握し、そのうち、何件くらい改善されたのかお伺いいたします。

次に、要旨②歩道のない通学路について伺いするものです。

（1）市道114号線、吉倉地区、川上県道、川上小学校付近大カーブより四木街道、笹引小学校方面に抜ける通学路ですが、川上側及び四木側入口付近に大型車両の通り抜けを自粛する立看板を立てていただきましたが、依然として大型車両の通行は減らず、乗用車においては速度を緩めずに学童の脇を通り抜ける車両が絶えません。平成24年6月議会において、将来114号線の歩道整備を含めた道路改良に着手する予定とのお答弁をいただいておりますが、それまでの間の子どもたちの安全のための対策をどう考えているのかお伺いいた

します。

次に、要旨（２）市道１７０１３号線についてお伺いいたします。

県道２２号、千葉八街横芝線、松林交差点より、八街神門線に抜ける歩道のない通学路があります。平成２４年９月議会においてお伺いした道路幅の狭い、そして大きなけやきの木が道路にせり出し、より道路を狭くしているところです。

私が議会でお伺いしてから半年がたとうとしております。大型車両新入自粛の垂れ幕は以前のままで、よれよれのものが電柱に取り付けられております。市長答弁において、市道１７０１３号線は、大型車両の通行が多いことから危険箇所との認識を持っています。歩行者の安全を図る際、進入車両の規制を行うことは有効な手段と考えているとご答弁いただいております。

そこで、質問いたします。

大型車両の新入規制を一刻も早くしていただき、その際、大型車両に対し、もっともっと強いメッセージを送る対策は講じられないものか、お伺いいたします。

次に、（３）市道２１１号線、県道２２号千葉八街横芝線、クリーンセンター入口交差点ローソン脇より、クリーンセンター、用草方面に向かう道路について伺うものです。

路肩部分の側溝が車道より低い位置に設置されており、蓋もかかっていないことから歩廊にこだわらず、歩行者の通行部分としての有効活用する方向で検討すると、平成２４年９月議会でご答弁いただいておりますが、計画はいつ頃になるのか、お伺いいたします。

次に、要旨③歩道の整備についてお伺いするものです。

途切れている歩道について、平成２４年１２月議会において質問させていただきました。県道２２号線千葉八街横芝線、坂江公民館付近で登校途中の中学生が軽自動車に追突された場所においては、歩道が途切れ、車道に路肩スペースもなく、歩道が途切れた箇所にガードレールが布設され、歩道は完全に遮断されております。道路反対側も歩道も路肩もなく、その先が大きなカーブとなっており、大変見にくく危険です。

そこで、質問いたします。

県道において、両側とも歩道も路肩もないというのはいかがなものかと思えます。早急な対応を望むところですが、今後の見通しについてお伺いいたします。

次に（２）歩道及び蓋のある側溝の点検整備についてお伺いいたします。

路肩道路に堆積した土砂の整備は定期的に行うというより、まめに行う必要性があります。農業の街だから、他の市町村に比べ仕方がないと思う面もありますが、春から秋にかけて雑草が生い茂り、歩道として、側溝としての機能を低下させては言い訳になりません。市外から八街市内に入ったときの美観も損ねております。

そこで、質問いたします。

今現在も機能管理に努められていると思いますが、八街全体を今の行政スタッフだけで対応していかれるのか、お伺いいたします。

要旨②県道２２号線、坂江公民館付近の危険な横断歩道の押しボタン式信号機の設置につ

いて。

平成24年3月議会における質問に対し、この場所の交通量の把握、危険性の認識をいただき、信号機の設置を佐倉署に要望していただけるとのご答弁があり、期待しているところです。

そこで、質問いたします。

押しボタン式信号機の設置に向けての進捗状況について伺います。

続きまして、要旨（2）ふれあいの街づくり事業について。

要旨①高齢者見守りネットワークの概要をお伺いいたします。

少子高齢化で65歳以上の方たちが20パーセントを超え、また、ひとり暮らしの高齢者の方も増加し、孤独死される方もあると聞いております。高齢者の方たちが安心して暮らしていくには、周りの方たちの協力が大なり小なり必要で、大変ありがたい取り組みと思っております。

そこで、質問いたします。

高齢者見守りネットワークとはどのような人たちが、どのような連携で見守っていくのか伺います。

次の質問です。

質問事項2．健全な街づくりについての質問です。

要旨（1）国民健康保険、介護保険について。

要旨①一般被保険者療養給付費負担の軽減について。少子高齢化が進み、65歳以上の高齢者が20パーセントを超え、10年後には30パーセントを超える勢いです。それに伴い、病院に通う人たちが増え、国民健康保険を使用する人たちが増加し、市の負担金も毎年のように増加しております。その結果、国民健康保険給付費負担は90億円を超えております。限られた財政の中、国民健康保険給付費負担を軽減していくには、健康保険にかからない、介護認定を受けない、健康で元気な高齢者を増やしていかなければならないと考えております。

そこで、質問いたします。

（1）健康推進対策として、食事療法講座や健康体操等、八街市で取り組んでいるものがありになるのか、伺います。

（2）認知症対策について、認知症を抑える取り組みとして、どのような取り組みをされているのか、伺います。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。具体的で明解なご答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問4、誠和会、木村利晴議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1．安全で安心な街づくりについて答弁いたします。

（1）①ですが、市では、市道の安全通行を確保するため、市道沿道の生垣や山林などが

らの枝等の張り出しの改善について、広報やちまたで広く市民に周知するほか、今年度は、区長回覧で、春と秋の２回及びホームページで周知し、市民に注意を促しております。

また、市民からの通報や職員が発見した場合は、地権者の調査を行い、市内の地権者は直接訪問し、市外の地権者の場合は郵送等により、早急に伐採をお願いするとともに、実施日などの確認をすることで、伐採等を確実に実行していただけるように工夫しております。

なお、平成２４年度の枝の張り出し等に対する市民等からの通報件数は、市道に関しましては現在まで３２件あり、３１件につきまして処理または処理中となっております。

また、国県道につきましては、平成２４年度の通報件数は、現在２１件であり、その都度、担当する機関に連絡をし、対応をしていただいておりますが、進捗がない箇所については、経過等について確認し、できるだけ早い措置をお願いするとともに、市で対応が可能な箇所については、積極的に伐採等を実施しているところでございます。

さらに、市道、国県道を問わず、土砂の堆積や雑草等が生えている場合についても、気がついた時点でできる限りの対応をしております。

今後も適切な管理により、安全通行を確保してまいりたいと考えております。

次に（１）②の１ですが、市道１１４号線の歩道整備につきましては、「八街市総合計画２００５第２次基本計画」において主要事業として位置付けられております。今後、整備に向けての準備をしていきたいと考えておりますが、歩道整備に必要な用地を確保するためには、関係者全員のご協力を得ることが必要となりますので、どうしても時間がかかってしまうというのが実情でございます。

そこで、歩道を整備するまでの対策として、大型車に対し、迂回を促す看板を設置したところでございます。

また、道路用地に余裕がある場所を歩行者等の通行部分として有効に活用するため、職員による直営作業により、近々に路肩を広げる作業を始めていく予定でございます。さらに、現在、車両と歩行者等の通行区分を明確にする外側線の設置工事を国の平成２４年度補正予算の事業として要望しているところでございます。

次に（１）②の２ですが、ご指摘の市道夕日丘１３号線につきましては、平成２４年９月議会における大型車の進入規制についてのご質問に対し、規制を行うのは難しい状況ではありますが、道幅が狭いため、通行不可な車両を周知する看板を設置していきたいと答弁したところでございます。この看板設置につきましては、早急に実施し、進入車両に対し、周知していきたいと考えております。

なお、地権者のご協力によりまして、生垣の剪定については完了しておりますので、現在は通行しやすい道路となっております。

次に（１）②の３ですが、ご指摘の箇所につきましては、平成２４年９月議会において、側溝部分を歩行者等が通行できるよう有効に活用してほしいとのご質問があり、これに対し、検討してまいりたいと答弁したところでございます。

進捗状況といたしましては、現在、国の平成２４年度補正予算の事業として、市道２１１

号線の舗装修繕工事を要望しているところであり、この工事と一体に側溝部分の改修を実施し、歩行者等の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

次に（１）③の１ですが、ご指摘の箇所につきましては、平成２４年６月議会において答弁いたしましたとおり、八街い地先の主要地方道千葉八街横芝線の歩道が一部途切れている理由としましては、何人かの方との用地交渉が難航しているため、そのような状況になっているとのごことでございました。

今年度の進捗状況としましては、勢田入口交差点付近におきまして、延長約９０メートルの歩道整備工事を発注したところであると聞いております。

次に（１）③の２でございますが、市道の歩道は１千１３０路線中７３路線で、約２２キロメートルが整備されておりますが、歩道がない市道が多くあり、歩行者が蓋のある側溝の上を歩く箇所もあります。市では、道路改良工事の際には歩道の設置を行うとともに、学校等の周辺市道の歩道整備を心がけ、歩行者の安全確保に努めております。

また、歩道がない市道では、外側線の引き直し等を行うことで、歩行者が通りやすい市道にするための整備も行っております。歩道等の点検につきましては、道路河川課職員による定期的なパトロールや市職員全体に対し、通報協力の依頼を行っているほか、市民等からの通報により、土砂の堆積や破損等を発見した場合は、早急に対応し、事故を未然に防止するよう努めております。

今後も日常的な点検をしっかりと行うとともに、さまざまな工夫により、歩行者の安全確保に努めてまいります。

次に、④ですが、信号機の設置につきましては、千葉県公安委員会が、設置効果、緊急性、住民の要望等を考慮し、より必要性の高いものから設置を行っております。

市としましては、地域の要望に応えるべく、以前から佐倉警察署を通じて、千葉県公安委員会に設置要望を行っているところであります。本年度も５月１５日付で、信号機の新設２９カ所を含めた要望書を佐倉警察署に提出しているところでございます。

ご質問の坂江公民館付近の交差点につきましても、危険箇所と認識しておりますので、押しボタン式信号の設置につきまして、以前から要望を行っておりますが、現在、設置には至っておりません。

今後も市としましては、市内の危険箇所における信号機の設置を強く要望してまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者の見守りに協力していただける２４の事業者と協定を締結し、また５つの関係機関などの協力も得て、昨年、１２月１９日に八街市高齢者見守りネットワークを発足しました。高齢者見守りネットワークとは、郵便・宅配・電気・ガス・水道事業者、新聞・牛乳販売店、民生委員児童委員協議会などの協力により、日常業務の中で、地域の高齢者に対し、さりげない見守りを行い、「ポストに郵便物がたまっている」「洗濯物が何日も干しっぱなし」などの異変を発見したとき、市へ連絡をいただき、市が状況確認を行うものでございます。発

足から2月8日までに4件の通報があり、状況確認の結果、いずれも無事を確認しております。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多くの市民の方々にもご協力をいただきながら、ネットワークの充実を図っていきたいと考えております。

次に、質問事項2. 健全な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①の1ですが、一般被保険者療養給付費の1月診療分までの支出状況を見ますと、41億3千444万5千円であり、前年度と比較しますと、2億8千161万円、率にして7.31パーセント増加しており、毎年増え続けている状況でございます。

国民健康保険加入者に対しましては、40歳以上を対象に実施している特定健康診査や人間ドック助成の利用普及に努め、病気の早期発見・早期治療を行い、病気が重くなる前に治療することにより医療費の抑制につなげていきたいと考えております。

また、本市では、生活習慣病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、健康教育や健康相談を実施しております。

高齢者を対象に市老人クラブ連合会等からの依頼を受けて、高齢期の食事、口腔、転倒予防や骨粗しょう症等をテーマに健康教室を行っております。

また、市民の方が身近なところで健康相談ができるように、「街の健康相談室」を実施しており、本年度は6月に総合保健福祉センター及び南部老人憩いの家、11月の産業まつり開催日に総合保健福祉センターにおいて骨密度測定と健康相談を実施しました。

また、さらに本年2月14日には、生活習慣病予防のための市民講座を実施したところであります。

また、地域の健康を支援する活動として、市で委嘱している保健推進員の方々による、運動・栄養・子育て支援等の各地区での伝達講習や老人会や連合婦人会などの各種団体に出向いていく教室も行っております。

なお、現在も地区の団体からの依頼があれば、依頼の内容や日程の調整により健康教室を実施しているところでございます。

市といたしましては、今後も健康の維持増進を図るために、健康管理を自ら継続して行うことができるよう、市民の皆様の健康づくりを支援してまいりたいと考えております。

次に(1) ①の2ですが、高齢者人口の増加に伴い、本市の75歳以上の後期高齢者も増加しており、平成24年9月末現在、人口7万5千67人のうち8.3パーセント、6千263人が後期高齢者となっております。認知症は、脳に起きた何らかの障がいによって、一旦獲得された知的機能が低下していくものでございます。現在のところ治療法が確立されておらず、一方で85歳以上の高齢者の4人に1人が認知症の症状を有するとも言われており、今後も高齢化の進行に伴って、認知症高齢者も増加してくるものと考えております。

本市では、認知症になっても住み慣れた地域での生活が続けられるよう、認知症を理解し、その支援につなげる「認知症サポーター養成講座」を平成19年度から開催しており、民生委員をはじめ、地域住民の中に認知症の理解者が増えるよう取り組んでおります。

また、認知機能低下予防の普及啓発を図るため、昨年８月には東京大学高齢社会総合研究機構の特任研究員を講師に招き、「認知症に強い脳を作る」をテーマに講演会を開催しました。

今後も、認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、介護保険給付のみならず、福祉施策としても認知症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○木村利晴君

では、自席にて何点か質問させていただきます。

まず、道路問題ですが、道路脇の生垣については、これは一度刈ったから、それで終わりというものではなくて、やはり生垣及び、その雑木等、これは生きているものですから一度伐採しても、また再び伸びてきます。根気よく対処していかなければならないと思っております。私たちが何気なく普通の暮らしをしていくには、やはりこういう定期的な整備をしていただいて、普通の暮らしを営むことが大切なんだろうと、必要なんだということなんです。その点について、定期的に整備していくメンテナンス体制というのは、先ほど市長から答弁いただきましたけれども、市の方で今の人数で本当に十分間に合っているのかどうか。もう一度、ご答弁願いたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

生垣等の定期的なメンテナンスということでございますけれども、生垣等につきましては、春から夏場にかけて、毎年のように出る状況でございますので、定期的に広報等をお願いしてまいりたいと考えております。

また、職員で間に合うのかということでございましたけれども、担当する職員、また、課を挙げても実施しております。それでも対応できない場合は、建設部等で対応しておりますので、何とか対応してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。本当に気の長い、エンドレスに近いようなメンテナンスをやっているかなくてはいけなかなと、整備をしていかなくてはいけなかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、市道１１４号線、吉倉地区、ここの川上小学校に四木の方から通う通学路なんです。やはりこの間の八街っ子夢議会というのがありまして、そのときに、やはり川上小学校に通っている生徒が道路問題の関連質問で、この道路に関してとても危険なので、何とかしてほしいという訴えをされておりました。そういう意味でも、やはり子どもたちの安心・安全を考える意味で、何とか工事計画はあるんでしょうけれども、その間、子どもたちの安全を守るために、この路肩の整備を充実してほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、市道１７０１３線、松林交差点より八街神門線に抜ける通学路です。本当に大型車両が入ってくると、対向車は本当に止まっちゃうんですね。本当に大変な思いをしてすれ違っているのを何度か見ておりますので、ここのところも、本当にいつも気を使っている

しい道路だなというふうに思っておりますので、生垣の対応はしてくれたということなんですけれども、道路幅の狭いのは、まだ直っておりませんので、この辺のところを引き続き地権者の方とよく話し合われて、前向きに対応してほしいなというふうに思っております。

この拡幅工事というのは、計画されているのでしょうか。お聞きいたします。

○建設部長（糸久博之君）

この夕日丘13号線につきましての拡幅工事については、今現在のところ計画はございません。

○木村利晴君

それでは、なおさらなんです、大型車両の進入に対する対応を厳しく、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして、県道22号、クリーンセンターから用草に向かう通学路なんです、やはり道路幅が狭いということと、路肩部分が傾斜になっておりますので、車が来ると通行人は避けなくちゃいけないんですが、この路肩部分が斜面になっておりますので、なかなか避けるのも大変だということで、一刻も早く、この対応を要望したいなと。国の平成24年度補正予算で盛り込んでいただけたというお話だったので、近い将来できるかなと期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、途切れている歩道についてなんです、勢田入口から歩道整備をしていただけたということなんです、勢田入口からの歩道整備、あの辺はまだ見やすくいいんですけれども、今、私が取り上げている場所は、養豚場付近なので、この養豚場のところに大きなカーブがあるんです。そのカーブが養豚場の方が内カーブになっていまして、内カーブの方は路肩もないんですね。ですから、内カーブの方から行くと、非常に車が見にくい。ですから、内カーブの方から歩行者、また、自転車の方が行くと必ず外側に、反対側に移動して、また通行していくというようなことで、いつも車道をまたぐような格好なんですね。ですから、最初から養豚場の反対側の道路、歩道が整備されていれば、そういうこともなく、通り抜けられるのかなというふうに思っておりますので、この辺のところ、一応、道路の脇の生垣に対しては刈っていただいたんですけども、また、ガードレールがあそこにありまして、歩道を遮断しているような状態でありますので、この辺のところの対応も考えてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

ご指摘のこちらから千葉に向かってカーブしたところの右の付近、あそこにつきましては、狭いということで、県の方でも用地交渉をしているんですが、難航しているという状況で、今の状況となっております。その反対側につきましては、県の方で木を刈っていただきまして、大分広くなりましたけれども、今ご指摘のガードレール付近ということでございますけれども、その辺については調査をしまして、用地があれば広げるとか、そういった形で県の方に要望してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

一刻も早く地権者の方に根強い交渉をしていただいて、早く歩道が通るようにしていただきたいと思います。

引き続きまして、道路及び歩道及び蓋のある側溝の点検整備なんですが、なかなか行政の方たちだけでの対応では、手が回らないのではないのかなというふうに危惧しているところなんですけれども、そこで、地域の人たちのお力を借りて、何か手だてを講じられないものなのか。協働の街づくりということで、いろいろと講座も開いて、年8回、昨年度やりまして、非常に地域の人たちも協力体制というか、協力しようとする気持ちはものすごくあるような気がするんですね。そういうことも鑑みまして、行政側と地域、自治体の方が話し合っ
て協働で、市でできるところ、また、地域の住民がやれるところ、この辺のところを話し合いながら、定期的にこういう美化活動もしていくような試みは取り組めないものなのでしょうか、伺いたいします。

○建設部長（糸久博之君）

ご指摘のように、地域住民の方々の協力をいただくということは、非常に大変ありがたいことだと思っております。しかし、道路等、側溝につきましては、道路上の作業でございますので、危険が伴います。そこで、日常的に行っている職員、発生箇所が多い場合には、専門のオペ付きによる重機等の借り上げを行った方が安全だと考えておりますので、ご提案いただきました住民による一大的な活動、そういった構想につきましては、現在のところ考えておりません。

○木村利晴君

やはりいろんな意味で、せっかく協働の街づくりということで、市民意識をあおってきているわけですから、市民の方たちもかなり協力的な方もおられますので、各自治会を巻き込んでいくというのは、やはり有効な手段だろうと思いますし、そういう道路に出てはいけませんけれども、歩道までの整備ぐらいは、地域住民の方でもお手伝いできるんじゃないかと。そういうことでは、非常にいい取り組みになるのではないかと思うんですけれども、外部から来られた方が、やはり八街に来ると非常にがっかりすると。入った瞬間、雑草が生い茂っていて、きれいに見えないらしいんですね。ですから、この辺のところもいろいろとお話も聞きますので、そういう意味では、行政の方たちだけで、なかなか手が回らないということであれば、地域の方も巻き込んでいくということも考えてほしいなというふうに思いますので、いろんな機会がありましたら、地域の自治会の長を交えて話し合っていくという、そういう会話も大事になろうかと思っておりますので、そういう取り組みをしていただきたいと思いますのですが、前向きに検討願えますでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

環境面等で、安全上、そんなに支障のないところにつきましては、住民の方々のご協力ということは大変ありがたいことなので、そういった面では協力をしていただきたいと思いますと考えております。

○木村利晴君

よろしく願いいたします。

続きまして、県道22号線、坂江公民館付近の危険な横断歩道の押しボタン式信号の設置についてなんですが、いろいろとご尽力願いまして、やっただいていいるとは思うんですけども、私、今その場所で毎朝、交通安全推進隊の一員として、旗出しをして子どもたちの横断を見守っているわけなんですけれども、本当に交通量が多いんです。信号が途切れたときに渡らせるような形をとっているんですけども、なかなか切れ目がないときには、旗を上げて止まってくれるのを待ちながら横断させているというような状態のときもありますので、本当に早い対応をしていただきたいなというふうに思っておりますので、本当にお願いするだけで申し訳ありませんが、これからも引き続き、ご要望の方をよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

高齢者の見守りネットワークなんですが、大変にいい試みだというふうに思っております。やはりこの中で、地域の住民ということで、ネットワークの中に入っているんですが、ほかの自治体の方、いろんな企業、団体の方たちにもお願いはしたと思うんですけども、やはり地域の自治会も巻き込んだ形で、これを展開してほしいなと。先ほどの市長答弁におきましては、自治会という名前も入っていません。地域の住民ということで、ひとくくりにされたとは思うんですけども、やはり自治会に加盟されている方というのは、地域に対する思い入れも強い人たちなので、やはりこの人たちも巻き込んでいくということは、やはり大事なことなんだろうというふうに思っておりますので、いい街を作るためには、この方たちも大いに巻き込んで、ともに見守りネットワークを充実させていければというふうに思いますので、この自治会の長の方たちにも、こういう協力をあおって、みんなで作る見守りネットワークにしたいなというふうに思いますので、行政の方たちも、こだわりを捨てて、地域の住民の方たちにもお願いをしていただきたいなというふうに思いますので、この辺はよろしく願いいたします。

最後になります。健全な街づくりについて。やはり財政が今非常に逼迫しているというようなことで、いろんな事業が置き去りにされている状態であろうかと思いますが、その中でも財政を圧迫する大きな要因といたしまして、医療費だとか、介護費の増加が止まりませんので、これは八街市に限ったことではなくて、高齢化が進む昨今、どこの市町村でも悩んでいることだと思います。

それで、寝たきりの人を1人でも少なくすることが、財政健全化に役立てるんだというふうに思います。これは大切なことだと思いますので、この寝たきりの人たちを何とか減らす講座を皆さんで立ち上げていただきたいというふうなことを思いまして、今回提案させていただきました。

寝たきりの原因になるものが、やはり3つあるということなので、挙げさせていただきます。脳血管障害、これは対策としまして食生活の改善、これをするということで、2つ目としては、足腰の転倒骨折、これは毎日の軽い運動が必要だと。3つ目として脳の衰えによる

認知症、これは脳のトレーニングをする。簡単な読み書きですとか、計算することによって認知症は抑えられるというようなことも聞いております。この3つが寝たきり予防の重点目標ということで、寝たきりにならなかつたら、どのようなことになるか。医療費、介護費が非常に軽減されると。これは、計算された方がおりまして、1人当たり年間200万円助かるそうです。これは、近隣都市の鎌ヶ谷市で、平成20年度頃から取り組んでおります。その活動は、ピンピンポックリ運動というような題でやっております。

また、認知症予防のために、脳トレいきいきサロンなるものを開設して、予防的な予防目的とした教室を開設しているということです。

また、その隣の市の白井市においても、認知症に対してサポーター養成講座というのを開いて、これは八街市でもやっているということなので、これはやはり先駆けてやっていただきたいなというふうに思っています。白井市もやはり高齢者への取り組みで、安心いきいきマップというのを作成しているということです。これは何かというと、交流、趣味、生き生き活動を地図の上に全部表示して、いつ、どこで、何をしているのかというのを表にあらわして、自分が望んでいる講座を探して、それはどこに行けばいいのか、地図を見ながら、すぐ一目瞭然わかるというようなものらしいんです。ですから、そういう取り組みも、やはり必要だろうというふうに思いますので、認知症サポーター講座に関してはやっておられるということなんですけれども、こういうものを今何回ぐらいやっておられるのか、お聞きしたいのですが。

○介護保険課長（宮崎 充君）

先ほど市長の方から平成19年度から開催しているというふうに答弁させていただいたわけですが、本年度につきましては、3回でございますが、平成23年度、前年度ですと8回、その前だと11回という形で、ご要望に添いました形で養成講座を実施しております。

○木村利晴君

認知症の抑制は大事なことなので、これをもっと回数を増やして、本当に認知症にならない人たちを作っていかなければいけないというふうに思っております。それには、やはり今鎌ヶ谷市で取り組んでいる脳トレいきいきサロン、こういうやつが必要かなというふうに思っているんですけれども、こんな試みや計画はされていますでしょうか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

そのような形のものについては、計画はしておりませんが、昨年も認知症に強い脳を作るとか、そういった講演の方を実施していたわけでございます。今後につきましても、やはり認知症サポーター養成講座を主体に計画していくつもりでございますが、あくまでもご要望に沿った形で、出張しておりましたので、皆さんからのたくさんのご要望をお待ちしておるのが現状でございます。

○木村利晴君

やはり認知症は患者そのものも訓練していかないとはいけませんので、そういう意味では、

認知症の患者、予備軍の人たちも含めて、そうならないように講座を開いて、そういう脳トレ、脳を鍛えていくような試みを随時やれるようにしていくといいかなというふうに思いますので、これはこれからの検討課題ということで、見ていただきたいなと思います。

安心いきいきマップというのが、白井市の方で作られているんですけども、こういうもの、非常に地図に親切に書いてあるんですね。どこに何があるのか。どういう講座をいつやっているのか、全部書いてあるんですね。ですから、そういうやつも必要かなというふうに思いますので、私たちがそういう行きたいところを探すときに、どうしたらいいか。こんなものがあると、すぐわかりますので、そういう意味では、そういうふうなことも、これから検討に入れていただければありがたいなというふうに思います。資料は私ありますので、お渡ししますが、そんなことで、前向きにお願いします。

○介護保険課長（宮崎 充君）

八街におきましても、社会福祉法人、社会福祉協議会におきまして、地域支え合いマップというものを去年作成いたしまして、その中では各地区ごとに施設等々含まれた形で作成はしております。その辺を活用していただければなというふうに思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。それは高齢者用ではないんでしょう、全体ですね。

○介護保険課長（宮崎 充君）

高齢者を主体に考えたものでございまして、居宅介護支援事業所とか、通所介護事業所とか、訪問看護、入浴、そういったものが、このマップに掲載しております。

○木村利晴君

この安心いきいきマップなるものは、いろんな講座、市の取り組みだけではなくて、民間の取り組みまで入れているようなんですね。これは、市に協力してくれている、そういう活動をしている人たちを入れているんだというふうに思いますけれども、そんな形で、市全体でどんな取り組みをしているのかわかるようなものが、さらに今のそれを進めた形でやっていただけるとありがたいかなというふうに思いますので、やはり寝たきりになったり、認知症になったりしていたら、本人はもとより、ご家族も大変なことになりますので、高齢者の方たちが元気で暮らしていくためにも、また、市の財政を助けるためにも必要な取り組みだと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。通告に従い質問させていただきます。

質問事項 1. 安全・安心の街づくりについて質問させていただきます。

AEDは、1分1秒を争う、必要な人に的確な処置をすれば命を救うことができる大事な

救命法です。救急車が到着するまで、7分くらいかかると言われています。心肺停止の人に2分から3分の間にAEDを使用すれば、再び心臓が動き出す確率が高いと言われています。人の命を助けられるかもしれないAEDの設置は、大切なことではないかと考えます。

そこで、お伺いいたします。

①AEDの設置状況と増設の計画はないのか、お聞きいたします。

次に、首都直下型地震などに備え、未来の防災の担い手を育てようと、東京都は、来年度から3年間で6千人の消防少年団員を育てる計画を立てたと、新聞報道がありました。消火器の扱い方やAEDなどの救命方法を学んで、地域のボランティア活動もする消防少年クラブは全国に組織があるようですが、そこで、お伺いいたします。

要旨②少年消防クラブを各中学校にできないか、お聞きいたします。

次に、質問事項2. 農業問題について質問させていただきます。

八街市は農業が基幹産業の街ですが、農業を元気あるものにするには、後継者が元気でやりがいを見出す施策が大切だと考えます。国が行っている、青年就農育成給付金事業は、私も大事な事業だとは思いますが、本市においては、農業後継者をいかに支援し、農業後継者が安心して、進んで農業に従事してもらえるような体制づくりをつくることが大切なことと考えます。

そこで、お伺いします。

要旨①担い手、新規就農者の対策についてお伺いいたします。

次に、篤農家といわれ、一生懸命農業一筋で頑張ってきた人が、病気で仕事ができなくなり、奥さんも病気で施設に入ってしまい、農業収入がなくなってしまったというかわいそうな事例がありました。優良農地がゆえに、農地転用ができず、生活設計が立たずに、困り果てている農家が現実にあります。農業の街、八街だからこそ、こういうかわいそうな事例のような農家が、これから増えることも予想されます。

そこで、お伺いします。

要旨②農地法の優良農地の特例はできないのか、お聞きいたします。

次に、八街市は青少年の犯罪が他市に比べて多いという数字が出ています。早急な対策が必要と考えます。

そこで、質問事項3. 青少年の教育・健全育成の充実についてお伺いいたします。

要旨①スクールカウンセラーの現状について、お聞きします。

要旨②教育委員会の諮問機関である社会教育委員会に諮問をし、大いに活用すべきと考えるのがいいか、お伺いいたします。

要旨③ちょうど1年前に、私が一般質問させていただきましたが、青少年健全育成条例について、その後の進捗状況はいかが、お伺いいたします。

以上で、私の登壇での質問を終わります。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時28分)

(再開 午後 3時39分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（北村新司君）

個人質問5、誠和会、小山栄治議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 安全・安心の街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、「自動体外式除細動器」いわゆるAEDは、突然に心臓が停止するなどの救急傷病者が発生した場合に、救命措置ができる医療機器としまして、市内各施設に設置が進み、現在は市役所や小中学校等の教育施設、民間事業所等に約50基が設置されております。

なお、今後のAEDの増設計画につきましては、平成25年度において、川上幼稚園、朝陽幼稚園、八街市第一幼稚園に設置することになっております。

次に(1) ②ですが、少年消防クラブにつきましては、子どもたちが心身ともに成長し、さまざまな社会の仕組み等を学ぶため、小学生及び中学生のときに、社会人としての防災意識や防災行政の基本を身に付け、団体生活を通して責任感のある人間に成長するための教育をしようとするものであります。

少年消防クラブは、小学校や中学校などの学校を単位として構成されているところが多く、また地域を単位として構成されているところもあると伺っております。近隣市にあっては、印西市において小学校高学年の生徒が主体となって、少年消防クラブ活動を行っているとの伺っております。

活動内容につきましては、小学校内で5年生・6年生の生徒から団員の募集を行い、地元消防署の応援をいただきながら、「子ども操法」の訓練等を行い、その成果を運動会の場で披露したりしているとのことであります。

本市中学校で「少年消防クラブ」をとのことでございますが、その意義は、防災意識や責任感を身に付けるための活動として、十分理解できるところでございます。しかしながら、「授業時間確保のための放課後の時間減少」「クラブ活動顧問の配置困難」等のことから、現在、設置は考えておりません。

避難訓練などの特別活動や防災に関する授業で、意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 農業問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、次代の担い手である新規就農者の定着は必須課題であり、後継者に対する育成・支援の重要性は十分認識をしております。このことから、新規就農される方が、農業を始めてから経営が安定するまでの間、最長で5年間、年間150万円を給付する、青年就農給付金事業を実施し、新規就農者の定着を図ってまいります。

平成24年度におきましては、5名からの相談がございましたが、農地の所有権等に関する要件に該当しないため、給付に至りませんでした。引き続き相談・アドバイス等を行った結果、平成25年度には、3名の方への給付が可能となる見込みでございます。

また、認定就農者の方には、農業技術や経営方法などを習得するための実践的な研修に必要な資金や農業を開始する際の施設の設置、機械・資材の購入等に必要な資金を無利子で貸付する、就農支援資金がございますので、農家組合や広報誌等を通じまして、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項3. 青少年の教育・健全育成の充実について答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、県より市内各中学校にそれぞれ1名ずつ、スクールカウンセラーが配置されております。中学生やその保護者だけでなく、小学生やその保護者も各中学校区のカウンセラーに相談することができます。

相談については生徒が直接申し込んだり、担任を通して紹介されたりすることが多く、保健室からつながるケースも見られます。

本年度12月末現在、各中学校のスクールカウンセラーへの相談件数は862件で、昨年度よりも52件減少しております。これは、学校で相談しづらい児童・生徒やその保護者について、本市「教育支援センター」のカウンセラーにつなげていることによるものと分析しております。

本市「教育支援センター」のカウンセラーは週3日、勤務しており、その相談件数は本年度12月末現在で414件で、前年度よりも127件増加しております。

来年度、千葉県ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、体制強化を計画しております。本市としましても、県の施策を見据えながら、より効果的な相談体制を構築してまいります。

次に、②ですが、年間5回開催されている社会教育委員会会議では、教育委員会から社会教育に関する事業の計画や報告を行い、社会教育委員の助言をいただいております。この助言を参考にして事業の実施に努めています。

また、平成22年8月には、青少年健全育成を推進するための提言を社会教育委員会会議からいただいております。青少年健全育成推進の中核組織となる「八街っ子サポート連絡協議会」の設立と健全育成のための事業の実現を果たしております。

今後とも、社会教育の中心となる計画や青少年健全育成を推進する事業を展開する際はもとより、必要に応じて諮問し、意見をいただきたいと思いますと考えております。

次に、③ですが、八街青少年を取り巻く環境は、核家族化や少子化の進展、さまざまなメディアからの情報の氾濫等により、急速に変化し、ニート、ひきこもりなど、新たな問題が深刻化しています。こうした中で、千葉県青少年健全育成条例や子ども・若者育成支援推進法による千葉県青少年総合プランに基づき、関係団体と連携を図りながら、さまざまな取り組みを実施しております。

主なものとして、ＪＲ八街駅での青少年健全育成の啓発活動、薬物乱用防止指導、教育の基本となる家庭教育の充実、家庭・学校・地域が連携して青少年健全育成推進を図るための「八街っ子サポート連絡協議会」の設立などがあります。

市の条例制定につきましては、昨年３月議会において、市長が「一定の準備が必要と思われるので、検討の時間をいただきたい」と答弁しております。将来的には、福祉、医療、雇用など各関係分野を含めた形で検討してまいりたいと思いますが、当面の間は、県条例等に基づき事業を展開してまいりたいと考えております。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

個人質問５、誠和会、小山栄治議員の質問事項２．農業問題について答弁いたします。

（１）②ですが、農地法では、農用地域内にある農地のほか、良好な営農条件を備えている農地として、概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地や土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地及び自然的条件から見て農業生産力の高い農地は、原則として農地転用することはできません。

ご質問の優良農地もこれに該当すると思われます。しかしながら、農地法施行令第１０条及び第１８条に示されておりますが、良好な営農条件を備えている農地であっても例外的に農地転用の許可ができるものとしては、農業用施設や農畜産物処理加工施設など農業の振興に資する施設や病院、診療所など、医療事業の用に供する施設などがございます。

そのほかに、土地収用法による事業など、公益性が高いと認められる事業も農地転用の許可ができることとなっております。

○小山栄治君

明解なご答弁、ありがとうございました。それでは、自席より質問をさせていただきます。まず、ＡＥＤの関係について質問させていただきます。

現在、設置されているのが、約５０基、これは各事業所や公共施設などの使用のためのものだと思いますけれども、施設内での使用のときには、どのようなマニュアルで、これが使われるのか。

また、施設内で、このＡＥＤを使用するような事態が起こった場合、そのＡＥＤを持ち出しすることができるのか。そのときのマニュアルというものはあるのかどうか、まず、お聞きしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

まず、マニュアルということでございますけれども、今のお話ですと、使用実態のマニュアルといえますか、使用方法のマニュアルと、具体的な使用方法のマニュアルと管理基準のマニュアルというようなこと、２つの点が含まれていたのかというように思います。

まず、１点目の使用マニュアルということでございますけれども、ＡＥＤのマニュアルを書面化したものというのは、特にございません。そのＡＥＤの使用につきましては、音声で順次、使用方法の指示が出されるようになっていくということでございますので、この指示に従って操作をすることにより対応し得るというように理解をしておるところでございます。

それから、例えばAEDを設置してあるところから、持ち出すことができるかというような、例えば管理のマニュアル基準というようなことでございますけれども、現在、AEDが設置されている場所、これは先ほど市長答弁でもございましたように、約50カ所ということで、ただいま議員さんの方からもありましたように、市が設置管理をしているもの、あるいは国とか、県の施設で設置管理しているもの。それから、商工会で設置管理しているもの、それから民間で設置管理されているもの、種々ございます。私ども市が設置管理しているものにつきましては、当然、施設の中はもちろんですけれども、その付近で必要性が生じたということであれば、当然、使うということについては問題はないというように考えておりますし、事実、そういった使われ方がされたということもございます。

また、そのほか、民間等で設置されているAEDにつきましても同様に考えてよろしいのかなというように思っておりますが、そういった使い方のマニュアルといった意味では、その辺の整備というのは、されてはいないのではないかとこのように思います。

○小山栄治君

ありがとうございます。AEDを使う人は、講習を受けている人だと思いますので、使い方はわかっている人が多分使うのではないかと思いますけれども、そのAEDを置いてあるものを、その施設以外の人が非常のときに貸してほしいときに、そこに行って、すぐ貸してもらえるのかどうかということが、非常に問題だと思うんです。そこに行っても、誰がそれを管理しているか。その辺は非常に難しいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かにご指摘のとおりだと思いますし、そういった意味での管理基準、使用基準というものの、マニュアルみたいなものがないというような実態がございますので、その辺につきましては、適宜、円滑に使えるような基準なり、マニュアルなりというものの、これについては検討していきたいというように考えます。

○小山栄治君

これは、1分1秒を争う大事なことでございますので、そこに行って、どの人がいても対応できるような体制づくりをしておかないと、せっかく助かる命が助からないということもありますので、その辺はきちんとマニュアルづくりをしていただきたいと思います。

続きまして、AEDはほとんど八街ではリースで置いてあるのかなとも思いますけれども、その辺はいかがですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

私ども公共施設のものについては、購入というような形であるというふうに了解しております。民間のものについては、どういったものかというのは、承知しておりません。

○教育次長（長谷川淳一君）

各学校、教育施設につきましては、リースという方式で設置しております。

○小山栄治君

予算書を見るとリースのものがあつたのですが、これは学校関係ということですね。ありがとうございます。

それで、AEDを例えば、そういう施設以外で使えるような状態というものを、ぜひ、作る必要があると思いますので、例えばですけれども、各消防の分団に置いていただくとか、これも各コンビニに置いてあるところもありますけれども、そういうことも、例えば設置に対して多少なりとも助成をして置いていただくような、そういう取り組みというものはできないのかどうか、お聞きします。

○総務部長（浅羽芳明君）

まず、消防の各分団への設置ということでございますけれども、ご承知のとおり消防の機庫につきましては、団員が常駐しているわけではございませんし、施錠されているというような状況がありますので、そういった意味では、設置をしてもなかなか活用としては難しいのかなということで、現時点では考えておらないというところでございます。

それから、コンビニエンスストアへの設置ということでございますけれども、当然、民間ということでございますので、判断はその事業所に委ねられるということでございますが、それに対する補助ということにつきましては、現在のところは考えておりません。

○小山栄治君

この分団というのも、学校だとか、公共施設に置くよりも、一般の人が非常のときに使うときには、私はいいんじゃないかと、使いやすいんじゃないかと思うんです。学校というのは土日は閉まっちゃっておりますし、夜間も時間になれば閉まっちゃいます。そういうことから、消防の機庫ですと、近くの団員がいますので、そういう人が鍵の管理だとか、そういうものはできると思いますので、そういうことは可能じゃないかなと思いますけれども、その辺も検討していただきたいと思います。

続きまして、少年消防クラブについてお聞きいたします。

先ほどの答弁で、現在は設置にいろいろと難しい状況があるということで、そういう答弁をいただきましたけれども、子どもの生きる力を育てるのにも、大変必要だと言われております。生命、財産を守る大切な精神を身に付けるためにも、1年に2回ぐらいは特別活動の中でも結構ですので、避難訓練だけでなく、消火器の使い方、また、救命方法のやり方等を学ぶ時間を、ぜひ、作っていただきたいと考えますけれども、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

小中学校の実態を先ほど林修三議員のご質問にもお答えしたとおりでございますけれども、新学習指導要領が実施されたことによりまして、大変、授業時間が増えた。課題活動の時間が縮減されたというような状況でございます。そういった中で、新たにこういったクラブ活動を実施するというのは、大変厳しい状況だというふうには認識しているところでございます。ただ、今、小山議員がおっしゃったように、年間2回程度のそういった実施ということであるならば、学校等と相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

この取り組みというのは、子どもたちにとっても大切なことだと思いますので、年に2回でも結構ですので、ぜひ、取り入れていただきたいと思います。

それから、ある市では、学校が避難所になるということで、避難してきた人たちをボランティアとして支えるというようなことで、大人たちが仕事に行ってしまうと、子どもたちが学校へ来て、避難している人を見てあげることができるということで、そういう取り組みもしているところもあります。ぜひ、そういうことができるような子どもたちに育てるためにも、こういう体験、また、知識を得る機会を作っていただきたいと思います。

続いて、農業問題に移らせていただきます。

この5年間のうちに、担い手、新規就農者と言われている人、例えば定年退職をして農業に就かれた方とかは、中途退職されて就農した人も含めて、ここ5年間のうちで、どのくらいの人がいるのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

新規就農者につきましては、平成19年度に2名、平成20年度が1名、平成21年度が2名、平成22年度が4名、平成23年度が2名、本年度、平成24年度で3名。それから、この調査の結果なんですけど、就農の年月日が不明という方が、この6年間の間で9名いらっしゃいました。以上、合計で、この6年間で23名の方が新規に就農したと。ただし、今言われましたように、定年退職後に就農したのかどうかということについての調査は現在されておりません。ただ、年代別に見ますと、20代が9名、30代の方が7名、60代の方が1名、年齢不明という方が6名という方で、定年退職してからの新規就農者の方は少ないというふうに想像はされます。

○小山栄治君

その中で、認定就農者、これはどのくらいいますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

認定就農者につきましては、県の方から、知事の方から認定就農者の資格を取るわけですが、平成20年度で1名、平成21年度で2名、平成22年、23年がございまして、本年度、平成24年度が1名という方が認定就農者という資格を取ってございます。

○小山栄治君

この認定就農者というのは、農業に就く前のもので、知事が認定するということですがけれども、この認定を受けることによって、いろいろな制度が受けられるということですがけれども、5年間の間で23名、その中で認定就農者の数というのは少ないような気がしますけれども、この認定就農者になっていただくための広報だとか、そういう周知させてもらうようなもの、そういうことは、どういうふうにしていますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

従来から広報、あるいは農家組合の回覧という形をお願いしておったわけですが、確かに認定就農者の数がやはり少ないと。やはりPR不足だということは否めないところだと思います。

ます。この認定就農者の資格を取りますと、先ほど市長の方の答弁がありましたように、施設の設置、あるいは機械、資材の購入等、無利子の資金が使えるということで、今後、市といたしましても、このPRについては、やはりもっと力を入れてやっていきたいというように考えております。

○小山栄治君

そういうことを知らない人もかなりいますので、ぜひ、市の方でも積極的に認定就農者というものがあるんだということを教えてやっていただきたいと思います。

それから、本市では、家族経営協定を結んでいる農家数、これはどのくらいいますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

八街市では、現在、家族経営協定を締結しておる農家の方は、33戸でございます。

ちなみに、平成10年から締結されまして、現在までで33戸ということでございます。

○小山栄治君

農業後継者のいる人というのは、この家族経営協定をぜひ結んでいただいて、親子間、また、経営のやり方、分担の仕方とか、いろいろな条件なども話し合われてやることですので、非常に大切なことだと思いますので、ぜひ、これも33戸というのは、非常に農家数からすると少ない数ですので、積極的にこういうものを結んでいただくような取り組みをしていただきたいと思います。

成田市さんでは53戸と、成田市さんが一番多いようですけれども、八街は33戸というのは割と少ない方ですので、ぜひ、力を入れてやっていただきたいと思います。

それから、認定農業者、これも八街は少ないように思いますけれども、八街として、もっと推進すべきだと思いますけれども、認定農業者の推進をどのように考えているのか、お願いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、八街市で認定農業者、237名の方がいらっしゃいますが、今回、継続される方の数がまた低いということで、この認定農業者の数が減ることが現在予想されております。やはり認定農業者と、それから先ほど言いました認定就農者等の農業者となっていていろいろな制度が受けられるというようなものがありますので、市としても、やはりこの辺も積極的に普及していきたいというように考えております。

○小山栄治君

認定農業者になっても、申請をまた再度、年数が来ればし直さなければいけないんですけれども、八街市では多いときには、350ぐらい、そのくらいいたと思いますけれども、そのとき申請した人が、期限が切れて申請をし直していないというような人がかなりいるんですけれども、この認定農業者の書き換えのときに、その本人には、どのような周知で再度、申請し直すというようなことをしているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

例えば、平成24年9月末で、現在、書き換えという方も168名おるわけです。それで、

現在、更新の手続をしておるんですが、やはり現在まで65名ということで、非常に少ない。書き換えが面倒だということもあるのかと思いますが、約4割ぐらいしか、現在のところ更新されておらない。これにつきましては、市の方から個々に通知をしまして、市の方で、そのお手伝いをするというような形での支援はしておるんですが、なかなか、その手続上ということでやっていただけないというようなことがありますので、その辺はもう少し考えなければいけないというふうに考えております。

○小山栄治君

ぜひ、せっかく認定農業者になっても、年数が来て更新をしないというのはいけませんので、ぜひ、そういうことも力を入れてやっていただきたいと思います。

続いて、青年就農者育成給付金事業が、昨年からはまりましたけれども、平成24年度は1人も該当する人がいなかったということで、先ほどの答弁で平成25年度は3名が該当するような話もありました。この3名の方は、どこで、どのような経営をする人が該当するのか。その辺がわかりましたら、お願いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この3名の方のうち、お一人は女性だというふうにお聞きしております。それで、経営内容については、イチゴの栽培、それから、あとお二人の方が梨とブドウということで、それぞれが果樹系の方が3名という方が、今回平成25年度に該当するというふうに思われる方です。

○小山栄治君

この給付金を受けた人で、全国的に見ると生活困難で、5年以内にやめてしまったという人が3分の1いるんだというような報告があります。八街でも、せっかくこうして八街で農業を始めようという意欲のある人がいますので、しっかりと支援をして、長く続けてもらうような方法をとっていただきたいと思いますけれども、その方の支援というのは、何か考えておりますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今のところ、この給付金を八街市では、今回、平成25年度で初めてというわけですが、先ほどのイチゴを栽培されるという方につきましては、お父様もイチゴの栽培をされておった方の娘さんが経営を完全に分離して独立するということで、この方については、ずっとイチゴ栽培に携わっておったということで、将来的にも可能であろうと。

それから、もうお一方の梨の栽培の方については、やはり市内の梨農家で研修というか、そこで何年も栽培をされておって、それから独立するということで、やはりこの方も丸つきり新規で始めるということではなくて、やはり自分で独立するということでございますので、やはり将来的にもやっていかれるであろうというふうなことで、もうお一人の方については内容については、私は把握しておりませんが、今まで平成24年度の中で相談を受けている中で、当初は該当しないであろうという形であったんですが、いろいろアドバイスをした結果、平成25年度から大丈夫なような形ということで、いろいろ調整しておりますので、今

後もそういうお話等をしながら、経営ができるようにという支援の方はしていきたいというように考えております。

○小山栄治君

その中に夫婦の方はいらっしゃるんですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

細かくは把握はしておりませんが、皆さん若い方で、夫婦で就農という形のことは聞いておりません。

○小山栄治君

もしも夫婦でやっていただけるならば、この150万円というのが、1.5倍の給付金が受けられるということですので、ぜひ、その辺もよく教えてあげていただきたいと思います。

それから、国の方で農村高齢者活動支援事業というのがあるようですけれども、これは農村高齢者の能力を活かして新規就農者に農業の育成や技術の指導をすることによって、経費を助成するというような事業もあるようですので、その辺も、もしも使えるようなことがあれば使って、農業の技術を持っている高齢者が、そういう新規就農者、そういう人たちに指導をして、できるだけ長く八街で儲かる農家をやっていただくような対策というのにも必要だと思います。

続いて、担い手への農地集積事業で、人農地プランによるアンケート調査を今やっていると思いますけれども、このアンケートはどのように配付していますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、調査をしておるんですが、その配付方法まで、私は把握しておりませんで、大変申し訳ございません。

○小山栄治君

私のところには、農家組合の方から回覧で回ってきたんですけれども、農家組合の加入率というのは、どのくらいあるのかわからないんですけれども、農業委員会の方で選挙人名簿を見ればわかると思いますけれども、その人数と農家組合に入っている人の数、どのくらいの差があるのか、わかりますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今、数字の方を用意します。後ほど回答したいと思います。

○小山栄治君

この人農地プランのアンケートというのは、できるだけ多くの人に書いていただきたいというようなことですね。回覧で1軒に1枚ですと、1軒で4人で農家をやっている場合は、本当は4人にそれぞれ書いてもらわないと、きちんとしたデータというものが出ないんですけれども、そういう農家組合での配付で、私はいいのかなというような疑問を持っているんですけれども、もしも、この人農地プランをきちんとしたデータを出したかったら、全ての10アール以上の選挙権のある人、その人の全てに配付できるような形をとらないと、これは相続をして農地だけ受けて、農家をやっていない人、そういう人まで全て対象なんですよ

ね。そういう人の意見も聞かなければ、この人農地プランというのはできないはずなんですけれども、その辺について、どのようなお考えでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かに農家組合の数字的には、後ほど出しますが、農家組合の加入率はやはり非常に低くなってきております。今回の調査もそうなんです、市からの農家側に情報提供するということになりますと、やはり組織が農家組合しか、現在のところないということで、今回も農家組合にお願いしたと思われませんが、確かに農業委員会の農家台帳、あるいは今言われましたように、農地を10アール以上を有し、選挙権を有するというような形で、10アールといいますが、50アール以上で農家台帳を出されている方、全てにということがベストであろうというふうには思いますが、今回の調査については、やはり時間的なもの等もいろいろ考えたときに、そのアンケートとして農家組合の方をお願いしたということだと感じております。

○小山栄治君

人農地プランは、八街市において、どのように作成していく予定なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の人農地プランということで、これにつきましては、本来、もっと早く作成しなければいけなかったというようなことで、私どもとしても、これはどういうふうにとということで、現在とっておりますアンケート調査をもとに、これからの八街市の農業というものについて問題点等を洗い出しながら作成していきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

八街市はちょっと遅いような気が、私はしますけれども、この人農地プランを作ることによって、今、使われていない農地を集約したり、また、後継者問題、地域の農業の活性化、いろいろな面で役に立つプランだと思いますので、これはできるだけ早目に作成していただきたいと思いますが、これは地域の皆さんの意見を聞いてやらなければならないことですので、アンケートもできるだけ全部の人からいただくような形をとっていかねば、このプランの作成というのは、非常に難しいと思いますので、その辺もよろしく願いしたいと思います。

それから、先ほども私は言いましたけれども、国が行っている青年就農育成給付金事業、これは本当に大変大事なことだと思いますけれども、八街市においては、農業後継者がいますけれども、その人たちが安心して農家に就けるような支援というのをしっかりしていかなければ、後継者が育たないと思いますので、そういう環境づくりだとか、体制づくり、その辺はどのように考えているのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

昨年も私の方から申し上げましたが、新規就農、国で現在、支援制度を作っていただきました。これにつきましては、大変ありがたい制度であると、私も思っております。しかし、

家族後継者と申しますか、そのこの家族の長男、あるいはお子さんが農業を継がれた場合の支援策については、私どもの方としても、今の制度からすると、この給付制度には乗れないというようなことで、先ほども言われましたように、儲かる農業として長くやっていただくには、やはり家族後継者の方が、私は確実に農業者として将来やっていただけるであろうというふうに考えております。ですから、その辺の支援、制度についても市としても何か考えて、やはり国の方にも、これはもちろん要望してまいります、市としても、やはりその分野に關しての支援というものを糸口を考えていきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

これは、青年就農育成給付金は、農家の後継者でも親と経営を別にすれば、この給付金は受けられるわけなんですけれども、その辺の周知というのも、きちんとしていると思いますけれども、そういう農家、親と違う経営をして、こういう給付金を受けようというような動きというのはありませんか。

○経済環境部長（中村治幸君）

経営自体を分けて給付制度に乗りたいということで、私の方も当初、思っておったんですが、やはり一番ネックになるのが、土地の名義ということで、土地までも要は後継者の方に名義変更をしなければいけないということになりますと、生前贈与という形になりますと、やはりいろいろ問題も出ると。そこが一番大きなネックになっているんじゃないかというように思われます。

○小山栄治君

これは、たしか、平成24年から生前贈与も免税処置が付くようになったと思います。20年間の免税措置が付いているはずですので、その辺はクリアできるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

免税措置といいますか、税の問題だけではなくて、やはり生前贈与、一部分に関して名義を変えろということで、やはり抵抗があるんじゃないかなというふうに考えています。

○小山栄治君

できるだけ、八街の農業が元気が出るように、若者が農業をやりたいというような施策をぜひ考えていただきたいと思います。

続いて、農地法の特例について、お伺いいたします。

法的には、大変ハードルの高い、難しいことはわかりましたけれども、現実にもそのために生活に困っている人がいるわけです。困っている人をどうして助けてあげたらいいのか、こういう人がこれから増えていくことも予想されますけれども、八街市でこういう困っている人の立場を考えていただきたいと思いますが、市の考え方をお聞きしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

この問題は、これから種々起こり得る問題だというふうに考えております。しかしながら

今の農地法におきましては、先ほど答弁したとおり、大変厳しい縛りがございます。しかしながら、昨日、林政男議員にも答弁したとおり、北総中央用水改良区の受益地であっても商業地にあった場合については、柔軟な対応をお願いするような発言も種々の場面で、私がしております。八街市におきましても、いろんな場面での農地を大変困った状況の中で農地転用を申請する事例がございます。そうした場合においては、例外的に商業地内にあった場合については、全部が全部、そういう申請は大変優良農地においては厳しい縛りがありますけれども、商業地については、柔軟に対応するような方策もあってしかるべきではないかというようなことで、私はいろんな場面において、昨日も申し上げましたけれども、発言しているところでございます。必ずや、その当局におかれましても、それぞれの判断の中で、柔軟な対応が図れるというふうに理解しているところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。八街にも、こういう困っている人がいますので、ぜひ、県の方にも働きかけていって、できるだけ、そういう人を救ってあげていただきたいと思います。

時間もあまりありませんので、教育問題の方に移ります。

スクールカウンセラーについて若干聞かせていただきます。来年度、千葉県でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、体制強化を計画しているということですので、八街市においては、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

新聞報道によりますと、県費予算で4億数千万円増額されるというような報道がされております。ただ、これがどういう形で、市町村に反映されるかというのは、まだ、情報が全然来ておりません。今、スクールカウンセラーは、週1日の勤務ということで対応していただいておりますけれども、それが日数が増えるのか、時間が増えるのか、その辺はまだ情報が来ておりませんので、ただ、有効に活用したいというふうに考えております。

○小山栄治君

ぜひ、子どもたちが安心して相談できるような体制づくり、今、1週間に一度ということですが、ぜひ、月にあと1回でも2回でも増やせるような体制づくりを県の方に要望して、実現できるようにお願いしたいと思います。

続いて、社会教育委員会に諮問をしてほしいということで、これは教育委員会の諮問機関の1つでありますので、今まで諮問機関でありながら、一度も諮問されていないということです。ですので、せっかく諮問機関でありますので、優秀な人たちがたくさんいますので、ぜひ教育委員会として諮問をしていただきたいと思います。八街市も中学生による犯罪、いろいろな事件が起きておりますけれども、これは根本的には、家庭教育、これが一番の問題ではないかと思っております。私も前の質問で、家庭教育について、充実について質問しましたが、その中で家庭教育学級をやっているんだと。その中で、できるだけ人に出ていただくような施策を考えるんだというような答弁をいただきましたけれども、それだけでは、とても行けないのは、十分承知してくれていると思いますけれども、ほかのことも考えていか

なければ、家庭教育の充実はできないと思います。ぜひ、教育長さんをお願いですけれども、家庭教育の充実を図るための諮問を社会教育委員会に、ぜひ、出していただきたいと思いますけれども、教育長、ご答弁をお願いします。

○教育長（川島澄男君）

先ほども第1回目の答弁でさせていただきましたけれども、必要に応じて諮問し、意見をいただきたいと思いますと考えておりますというふうに答弁いたしました。この気持ちを大事にして、今、問題になっているところを委員さん方にお話し合っていていただいて、いろんな問題の解決を図っていききたい。そんなふうに考えております。

また、もう1点、付け足して言わせていただきますと、家庭教育学級プラス本年度始まったのは、学期ごとに低中高、中学と4種類の啓発資料を休みごとに家庭の方に出して、教育のお願いをしているところでございます。そういう活動も含めた報告をしながら、委員さん方の意見を聞いていききたいと思います。

○小山栄治君

ぜひ、諮問をしていただきたいと思います。教育委員会だけの考えもいいかもしれませんが、民間の一般の人の意見、そういう人も非常に必要なことだと思いますので、ぜひ、そういう人たちの意見を聞いていただきたいと思います。

それから、社会教育委員会議の提言の中から八街っ子サポート連絡協議会が設立、事業実現を果たしたというような答弁をいただきましたけれども、昨年12月にペットボトルツリーで大変よかったと思いますけれども、来年度はどのような計画がございましょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

具体的に申しますと、今、まだ具体化の話はないんですけれども、ペットボトルツリーにつきましては、今回は北口のみでございましたけれども、南口の方にも中学校2校、南中学校と中央中学校の方に設置をしていただくようなことを考えております。あとは、八街っ子サポート連絡協議会の目的でございまして、地域・家庭・学校の連携、これをさらに強めるような施策を考えていききたいというふうに考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。元気になるような、あいうイベントというのは、非常に大切ですので、ぜひ、やっていただきたいと思います。

最後に、健全育成条例は将来的にというような答えをいただきましたけれども、今の八街において、できるだけ早く条例を制定して取り組んでいかなければいけない時期に来ていると思われますので、そういう危機感を持って、できるだけ早い青少年健全育成条例を作っていっていただきたいと思います。これで、私の質問を終わります。

○経済環境部長（中村治幸君）

大変失礼いたしました。先ほどの今回のアンケートに関しまして、10アール以上の農家台帳の戸数が2千199戸、今回、アンケートをお願いいたしました連合会の数が1千262戸ということで、およそ57パーセントということでございます。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 4時36分）

（再開 午後 4時46分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめ、これを延長したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議時間は、延長することに決定しました。

次に、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

誠和会の小菅耕二です。日頃から北村市長はじめ、市ご当局の皆様には、議員活動にご理解、ご支援賜り、感謝と御礼を申し上げます。

また、中田議長をはじめ、議員の皆様にも、ご理解、ご支援賜り、お礼申し上げます。

さて、ふるさと納税制度について、先の12月議会の一般質問の中で質問させていただきました。その中で、ふるさと納税された方へのお礼の制度を提案させていただきました。早速、北村市長のご理解と市ご当局の努力によって、市のホームページに載せていただくとともに、来年度の予算に計上していただいたとのことです。今後、この制度が市内外の方々に広く知られて、市税収入の向上、八街市のPRに活用され、市内産業の発展を強く望むものです。

それでは、通告に従い、順次ご質問いたします。

最初に、質問の第1番目は、市民と行政が一緒になって進める街づくりについてであります。

市内では、さまざまな市民団体が、よりよい市民生活の実現や地域の課題解決のための活動を展開しております。そこに、行政当局として特段の配慮の施策展開があってもよいのではとの考えからご質問しているところであります。

市民との協働による街づくりの重要性については、十分ご認識していることと思います。市民団体が、市民参加型の自主的に行う、教育・福祉・環境など、活動がその目的の効果が参加者のみならず、ほかの多くの市民に恩恵をもたらす活動、すなわち公益的な街づくりの活動に、その経費の一部を助成する新たな制度の創設を望むところであります。

そこで、質問であります、市民の自主的な公益的な街づくりのために、新たな支援策を望むところでありますでしょうか、お伺いいたします。

次に、質問の第2番目は、地域防災計画についてであります。

災害に対する被害を最小限にするには、行政の防災対策の充実はもとより、市民一人ひとりが日頃から防災に対する備えが必要であります。身の安全をどのように図っているのか、正しい情報をどのように把握しようとするのかといった、さまざまな事柄の総合的な取り組みが必要視されているのではないのでしょうか。

また、身近な行政としての本市は近隣市町村とどのような連携を図っているのかなど、市の防災計画のありようについて、市民の皆さんから尋ねられることが近年多くなってきており、市民の防災への関心の大きさがわかり得るところでもあります。

特に、3. 1 1の大震災以降、地震に備えての自宅の耐震性への関心が極めて高くなってきております。市の耐震診断費補助事業はどのような効果をもたらしたのか、具体的にお聞きしたいところでもあります、この事業の一層の充実を望むところであります。

また、耐震診断の結果、改修などが必要となられた方々に、どのような支援の手が差し伸べられているのか、具体的にお伺いしたいところでもあります。さらに、防災上からも懸念される長年放置されている空き家対策も充実や速やかな対策を望まれる方々が近年多くなってきております。

一方、災害時の要援護者の避難支援対策の充実であります。国の災害対策基本法に「市町村が災害弱者の名簿を作成する」また「名簿などの個人情報を緊急時だけでなく平常時から福祉・介護事業者などの民間団体に開示できるようにする」などが盛り込まれる方針であると聞いております。

本市においては、名簿作成はどのような状況にあるのか伺うところであります。

ひとり暮らしの高齢者、寝たきりの方、身体障害者手帳の交付を受けている方などから、災害時の安否確認や避難誘導や、その他の適切な救援活動が速やかに行われるよう自ら登録を望み、安心を手に入れる手だてを講じることも必要なことではないのでしょうか。

そこで、質問の第1は、本市における地域防災計画の進捗状況はどうか、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、本市における耐震改修促進計画の進捗状況はどうか、お伺いいたします。

次に、質問の第3は、防災上懸念され、長年放置されている空き家対策の推進を望むところでありますでしょうか、お伺いいたします。

次に、質問の第4は、災害時要援護者の登録制度を進めて自主防災の促進を図ってはどうか、お伺いいたします。

次に、質問の第3番目は、障害者優先調達推進について、ご質問いたします。

この4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」すなわち「障害者優先調達推進法」がスタートされます。これは、障害者就労施設で就労す

る障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や県・市町村や独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されたと聞いております。このことについて、国が基本方針を策定し、これを受けて、県・市町村などが、来年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、年度終了後に調達実績を公表することとされていると聞いております。

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労による経済的な基盤確立が重要なことであると私も思います。本市として障がい者雇用を支援するためのシステムづくりに特段の配慮をなされるとともに、障がい者が就労する施設等の仕事の確保のために、北村市政として柔軟で果敢な取り組みをなされることを切に願うところであります。

そこで、質問は、本市として障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定についてのお考えはどうか、具体的にお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。具体的かつ明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問6、誠和会、小菅耕二議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. とともに進める街づくりについて答弁いたします。

(1) ですが、これまで、市では協働の街づくりを推進するにあたり、啓発事業として、平成22年、23年の2回にわたる市民講演会、また、今年度は全8回の協働のまちづくり市民講座を開催しております。その後、2月7日に協働のまちづくり市民講座の参加者懇談会を開催しましたが、参加された皆さんが、非常に熱心な発言をされ、市民活動の積極的な取り組みと、より一層活発にしていきたいという意気込みが感じとれました。

ご指摘の新たな支援策でございますが、他の自治体によっては、市民活動に対して、補助金という形で支援しているところもあります。本市におきましても、現下の厳しい財政状況の中、補助金においても、スクラップ・アンド・ビルドの原則を踏まえた中で、支援体制の構築を検討課題としてまいりたいと考えております。

また、市と市民間の情報の共有や情報提供、市民活動団体設立時の相談業務など、人的な支援にあたっては、湯浅議員の代表質問においてお答えいたしました。今後、協働の活動推進支援の組織体制等について検討も行う必要があると考えております。

次に、質問事項2. 地域防災計画について答弁いたします。

(1) ですが、八街市地域防災計画につきましては、平成10年度に修正し、その後、相当の期間が経過していることや、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の災害を教訓とし、現在、担当職員と委託業者との間で継続して打ち合わせをしながら修正作業を行っているところであります。

昨年、第1回目の防災会議を開催し、その中で「減災施策の推進」「地域防災力の強化」「大規模災害への即応力の強化」「受援体制の強化」及び「災害時要援護者、帰宅困難者等の対策」などの計画の修正基本方針をお示しし、了承をいただいたところであります。その

後、各委員さんに計画案を提示し、これに対するご意見をいただき、計画案に反映する作業を現在行っているところであります。

今後は、第2回目の防災会議を3月に開催した後、パブリックコメントによる市民の皆様のご意見をいただき、5月に第3回目の防災会議の開催を予定しております。

なお、これらの過程を経て、八街市地域防災計画の策定が完了する時期は、6月を予定しております。

次に（2）ですが、本市では、平成22年3月に市内全域における建築物の耐震性の向上を図るための施策の基本的な枠組みになる「八街市耐震改修促進計画」を定め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めることにより、災害に強い街づくりを進めてまいりました。

本市の取り組みとしましては、昭和56年5月31日以前に建築された一般木造住宅について、耐震診断に対する助成を平成22年度から行っております。

なお、耐震診断の測定値が1.0未満の木造住宅への耐震改修工事に対する助成を今年度から行っております。

耐震診断につきましては、平成22年度1件、平成23年度2件、平成24年度6件、耐震改修工事につきましては、平成24年度5件の助成を行っております。

また、耐震相談会につきましては、平成24年度は7月と平成25年1月の2回開催しております。

なお、耐震化率を向上させるためには、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化が急務であると認識しておりますので、広報紙・ホームページでのPRや千葉県建築士事務所協会印旛支部のご協力を得て開催しております耐震相談会へ参加していただけますように、さらにPRをしてまいります。

次に（3）ですが、長年放置されている空き家につきましては、倒壊などの危険があるばかりでなく、不審者の出入りや放火など、防犯上の問題や景観、衛生等、多岐にわたる問題が発生する可能性がございます。平成20年に国が実施しました、住宅土地統計調査によりますと、八街市の総住宅戸数2万8千370戸のうち、空き家はアパートなどの賃貸住宅を含め3千660戸ございました。

なお、空き家問題を考える上では、所有者が明らかな場合と所有者等の所在が不明の場合の2つに分かれますが、このような長年放置されている空き家の場合、後者に該当するケースが多く、住民登録が空き家の所在地に残されたままであったり、既に所有者が亡くなられていて、相続問題が発生しているなど、さまざまな問題がございます。運よく所有者等の所在が判明した場合であっても、経済的な理由で着手できないなど、さまざまな課題がございます。現在、空き家対策につきましては、各自治体が空き家に係る条例を制定し、対応しようとする動きがございます。空き家条例が制定される背景としましては、住民からの期待と要望が行政側に寄せられ、行政側も応答しようという結果のあらわれと思われます。

今後、本市におきましても、少子高齢化などの要因による空き家が増加すること等を踏ま

え、関係部署等による十分な研究・協議を行ってまいりたいと考えております。

次に（４）ですが、各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災においても、非常に多くの高齢者や障がい者などの要支援者が被災しており、防災対策を進める上で、要支援者への対応が課題となっております。

そこで、本市では、災害時に自分一人では避難することが困難であり、支援を必要とする重度の障がい者世帯や、ひとり暮らしの高齢者世帯等への支援対策として、「災害時要援護者名簿」の作成に向け準備を進めているところであります。

災害時要援護者名簿は、災害時に支援が必要となる世帯に登録していただくとともに、その情報の共有に同意していただき、地域自治会、民生委員の方々、社会福祉協議会、消防の方々などに開示し、要支援者の安否確認や避難誘導などの支援活動に役立てていただこうとするものでございます。

家族などの支援者のいない災害時要援護者の支援を担っていくためには、近隣に住む地域の方々の協力が大変重要であります。要援護者一人ひとりの個別支援は、地域や地域の方々の共助により担っていただき、市はそれを支援していく仕組みを構築してまいりたいと考えており、災害時要援護者名簿の作成及び共有を進めてまいります。

次に、質問事項３．障害者優先調達推進について答弁いたします。

（１）ですが、平成２４年６月２７日に「国等に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が公布され、平成２５年４月１日から施行されます。障害者就労支援施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品やサービスを優先的に購入することを進めるものでございます。この法律の施行により、国は調達の推進に関する基本方針を定め、県や市町村等は調達方針を策定することとなっております。

この方針は、その区域の障害者就労施設における障がい者の就労または在宅就業者の就業の実態に応じて、施設等が供給する物品等及び、その調達の目標について定めることとなっております。

本市においても、今後、各部関係機関等へ、この法律の周知を図り、協力を依頼するとともに、施設等の供給する物品や本市の需要等の把握により、調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達について推進を図ってまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

ご答弁ありがとうございました。自席にて何点か、質問させていただきます。

最初に、ともに進める街づくりについてであります。昨日、湯浅議員が質問されておりますので、要望だけさせていただきます。

市民の自主的な公益的な街づくりのために、新たな支援策を質問させていただきました。市が進める協働の街づくりが推進されているということです。協働の街づくり市民講座も全８回開催されたということで、私も何回か講座に参加させていただきました。そうした中で市民の盛り上がりを強く感じたものです。厳しい財政状況の中では、なかなか補助金という

ことでの支援は難しいかと思われませんが、よりよい八街を作るために、市ご当局の努力をされることをお願いいたします。

次に、地域防災計画についてでございますが、先ほど市長の答弁の中で、今年の5月に行われる防災会議におかれまして、どのような方が出席されて、その規模、何人ぐらいの方が出席されるのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この防災会議でございますけれども、ご承知のように、地域防災計画の作成、これは防災会議によるものということになります。既に昨年、一度開催をさせていただいております。この防災会議の委員の構成でございますけれども、30名で構成をされております。

構成の内容でございますけれども、市長が会長ということで、そのほかに指定地方行政機関の職員、あるいは千葉県知事の部内の職員、それから警察官、市長の部内の職員、それから教育長、消防庁及び消防団長、それから指定公共機関、または指定地方公共機関の職員、それから市長が必要と認めた方ということでございまして、特に市長が必要と認めた方という中では、農業協同組合であるとか、商工会議所であるとか、医師会・歯科医師会・薬剤師会、区長会、社会福祉協議会、連合婦人会の方々に加えまして、いわゆる知識経験を有している方ということで、元消防関係者であった方とか、本市と災害時の支援協定を結んでいたいております千葉黎明高等学校の理事長さんにも委員になっていただいております。

○小菅耕二君

お聞きしたところ、いろいろな経験者の方、また、知識を持たれた方が出席されるようでございます。本市の防災計画が、そのような方々のいろいろな考えを持ち寄っていただいて、よりよい計画が策定されることを望みます。また、その策定された計画は、実行に移されるよう強く望むものでございます。

続きまして、耐震改修に関してでございますが、木造耐震改修補助事業というのがございます。その使い方についてですが、耐震診断の補助制度がありますけれども、その耐震測定といいますが、かなり専門的な知識や技術が必要かと思われることから、市内の業者でもない方でも頼むということでございますけれども、その耐震の改修工事にあたりまして、市内の業者の方でも十分対応できるのではないかなと考えます。住宅リフォーム補助金のような市内業者に優先的に工事を施工していただけるような制度がありますので、そのような制度に盛り込めないかどうか伺います。

○建設部長（糸久博之君）

リフォームに対する助成につきましては、その主目的の1つが地域の活性化でございますので、市内業者に限定させていただいております。

また、耐震改修につきましては、主要構造物の補強や改修となり、建築当時の業者との関わりもあると思われますので、現在のところは地元業者に限定する考えはございません。

なお、本年度、改修工事につきましては、5件実施しておりますが、そのうち3件につきましては、地元業者でございました。

○小菅耕二君

市内業者の育成と、また、活性化にもつながるのかなと思って質問させていただいたものでございます。少しでも考えていただければ、ありがたいと思います。

次に、災害時の要支援者の登録制度を進めて、自主防災の促進をということで質問させていただきました。地域防災計画の策定が進んでいるということですので、その際、要支援者に対する対応も十分に検討されるよう要望いたします。

最後に障害者優先調達推進について、障害者就労施設からの物品等の調達の方向は検討されておられると認識しておりますが、障がい者の自立支援を進めるために、福祉作業所というようなところに仕事のあっせん等もしていただけることも考えられますので、市としての取り組み、そういうことは可能かどうか伺いたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の法律で4月から施行ということなんですけれども、一応、附則の方で3年間の猶予期間があるということで、その間、私どもとしても、国・県の方針を受けて基本方針を作成するということがあるわけなんですけれども、障がい者の就労施設等がどのようなものを私どもに物品が提供できるか。それとも清掃業務ができるとか、クリーニング業務ができるとか、そういうものを、まず把握するというのが、私どもの第一、市役所が考えなければいけないことと思っていますので、市内では、例えば東吉田にございます就労支援事務所、初めて指定管理者を導入したところでございますが、現実、今行っている工程、ボールペン等については、かなり私どもの方で調達するのは、難しいんじゃないかと思っていますので、今後、こういう法律ができましたので、各事業所の方にも、この法律の周知が行き渡って、どのようなことができるのかどうかについても、各施設で考えていただいて、なるべく私どもとしても優先的に物品等の購入、役務提供を優先的に発注していきたいと、そのように考えておるところでございます。

○小菅耕二君

障がい者の方々にも、優しい八街市、住んでよかった八街市を作るために、皆様のご協力をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、小菅耕二議員の質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議は、これで終了します。

明日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間、ご苦勞さまでした。

(延会 午後 5時15分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問